

目 次

◎会議録第1号（9月10日）議案説明

開 会	4
日程第1	会議録署名議員の指名 4
日程第2	会期の決定 4
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告 4
日程第4	報告第 3号 平成25年度決算に係る財政指標の報告 について 7
日程第5	議案第35号 平成25年度松前町歳入歳出決算認定に ついて 8
日程第6	議案第36号 平成25年度松前町水道事業会計決算認 定について 17
日程第7	議案第37号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例 21
日程第8	議案第38号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例 23
日程第9	議案第39号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正す る条例 25
日程第10	議案第40号 平成26年度松前町一般会計補正予算 (第2号) について 26
日程第11	議案第41号 平成26年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第2号) について 26
日程第12	議案第42号 平成26年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号) について 26
日程第13	議案第43号 松前町固定資産評価審査委員会委員の選 任について 29
日程第14	議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について 30
散 会	32

~~~~~

### ◎会議録第2号（9月17日）一般質問

|      |               |
|------|---------------|
| 開 議  | 36            |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 36 |

|      |            |    |
|------|------------|----|
| 日程第2 | 一般質問       |    |
|      | 7番 村井慶太郎議員 | 36 |
|      | 6番 藤岡 緑議員  | 49 |
|      | 9番 松本一二美議員 | 57 |
|      | 3番 加藤 博徳議員 | 68 |
| 散 会  |            | 85 |

~~~~~

◎会議録第3号（9月29日）委員長報告

開 議		90
日程第1	会議録署名議員の指名	90
日程第2	議員の辞職の件	90
追加日程第1	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙	91
日程第3	議案第35号 平成25年度松前町歳入歳出決算認定について	91
日程第4	議案第36号 平成25年度松前町水道事業会計決算認定について	92
日程第5	議案第37号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	95
日程第6	議案第38号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	95
日程第7	議案第40号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第2号）について	97
日程第8	議案第41号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	97
日程第9	議案第42号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	97
追加日程第2	副議長辞職の件	100
追加日程第3	副議長の選挙	101
追加日程第4	三好勝利議員に対する議長辞職勧告の動議の件	103
日程第10	議員派遣の件	111
閉 会		112

9月10日（第1号）

平成26年松前町議会第3回定例会会議録

平成26年9月10日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	7番 村井慶太郎
8番 早瀬武臣	9番 松本一二美	10番 澤田登代一
11番 岡井馨一郎	12番 伊賀上明治	13番 三好勝利
14番 木下淳		

不応招議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長	栗田哲志
副町長 (防災担当)	中矢博史
教育長	永見修一
監査委員	岡本靖
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	伊賀上晃
総務課長	金子知芳
財政課長	升田年紀
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳

福祉課長	大政哲志
町民課長	久津那延幸
保険課長	久津那良幸
健康課長	山本有三
まちづくり課長	玉井信二
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	岡本明
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政博文
議会事務局書記	仙波晴樹

平成26年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.1

平成26年9月10日(水) 午前9時30分 開議

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告			
日程第4	報告第3号	平成25年度決算に係る財政指標の報告について		
上程	報告	質疑		
日程第5	議案第35号	平成25年度松前町歳入歳出決算認定について		
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第6	議案第36号	平成25年度松前町水道事業会計決算認定について		
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第7	議案第37号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(文教厚生)
日程第8	議案第38号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(文教厚生)
日程第9	議案第39号	松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第10	議案第40号	平成26年度松前町一般会計補正予算(第2号)について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)
日程第11	議案第41号	平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)
日程第12	議案第42号	平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)
日程第13	議案第43号	松前町固定資産評価審査委員会委員の選任について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第14	議案第44号	人権擁護委員候補者の推薦について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決

午前9時30分 開会

○議長（三好勝利） 傍聴席の皆さんにお願い申し上げます。携帯電話はマナーモードか、電源を切っていただくようによりしくお願い申し上げます。

1点報告がございまして、稲田孔議員から辞職願が私のほうに上がっておりますので、これを受理するかどうするか、稲田議員とまだ面接して会うてはないので、協議会でも終わってから稲田孔議員とちょっとお話ししてみたらと思いますので。だけん、辞職願が届いておりますけど、一応預かって議長席へ置いときます。ほんで、稲田孔議員からのお話によって、また皆さんに説明するなり何かするように、報告をするようにいたします。そういう報告でございます。

それでは、平成26年度の第3回定例会をいたしたいと思います。

ただいまから平成26年松前町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番伊賀上明治議員、14番木下淳議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（三好勝利） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る9月3日の議会運営委員会での協議の結果、本日から9月29日までの20日間と決定をしました。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの20日間と決定をしました。

~~~~~

#### 日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（三好勝利） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

9月に入っても残暑の厳しい日が続いておりますが、さすがに朝晩は涼しさを感じる季節となり、町内では稲刈りの風景が見られるようになりました。

本日、平成26年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございました。

ことしは例年より速いペースで台風が発生し、先月の10日には台風11号が高知県に上陸、その後強い勢力を保ったまま四国と近畿地方を通過しました。

本町では、新たに策定をした水防準備態勢を初めて運用し、職員105名体制で情報の収集、土のう対応、自主避難所の開設などを行いましたが、幸いにも被害はありませんでした。その後も停滞する前線の影響により大気の不安定な状態が続き、広島を初め、各地で記録的な大雨となり、土砂崩れや河川の増水による犠牲者が出るなど大きな被害が発生しました。被害を受けられた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

こうした自然災害への備えにつきましては、今できることを着実に実施をし、安全で安心なまちづくりを推進しなければならないとの思いをより一層強くしております。

今月の3日、第2次安倍改造内閣が発足し、本県選出の衆議院議員、塩崎恭久氏が厚生労働大臣に就任されました。心よりお祝いを申し上げますとともに、元気で豊かな地方の創生に向けて、今後一層の御活躍を期待をいたしたいと思っております。

それでは、平成26年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

今月1日、松前公園をメイン会場として愛媛県の総合防災訓練が実施されました。今回は、県を初めとする関係機関との災害時における連携の確認や自主防災組織による避難所訓練のほか、福祉避難所の開設、運営訓練を初めて実施しました。今後も引き続き関係機関や地域と連携を図りながら、より実践的かつ効果的な訓練を実施してまいります。

次に、国民体育大会について申し上げます。

7月23日、日本体育協会理事会において第72回国民体育大会が愛媛県で開催することが正式に決定されました。大会の期間は、平成29年9月30日から10月10日までの11日間で、松前町ではホッケーの少年男女、ボクシング全種目、ライフル射撃センターファイアピストル成年男子の3競技が行われます。

この決定を受けて先月3日には開催決定イベント、愛顔（えがお）フェスタ2014がひめぎんホールにおいて開催をされ、会場内に設けられた市町のPRコーナーでは、松前町で開催される競技の紹介や特産品の販売を行いました。

開催決定を契機として、大会の成功に向けて準備を加速させるとともに、広く町民の皆さんの理解と御協力をいただき、町民総参加で全国各地から訪れる方々を温かく迎え、深い感動を与える大会が開催できるよう努めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始をいたします。新しい制度では、子供の教育・保育の総合

的な提供や地域での子育て支援の充実を図るため、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準について国の定める基準を踏まえて条例で定めることになりました。このため、本定例会に関係条例を提案しております。

次に、産業振興について申し上げます。

愛媛のふるさと愛味（うまい）ものフェアが、昨年度に引き続き大阪市のダイキなんば店で7月24日から4日間開催をされ、町内4つの事業者とともに参加をしております。町と特産品のPRのために今回初めてエミフルズが応援に駆けつけるなど、これまで以上に積極的なPRを行いました。おかげをもちまして、参加6市町の中で売上額が1位になるなど、実り多いフェアとなりました。

また、8月には県庁で毎週金曜日の昼休みに実施されております市町一押しグルメ普及促進事業に出展し、ハモやシラス、裸麦などの特産品を使った弁当や塩パンなどの販売を行いました。当日は開始前から行列ができ、数十分で全ての商品を完売してしまうほどの大盛況でありました。今後も官民一体となって特産品の積極的なPRに努めてまいります。

次に、消費者問題について申し上げます。

近年、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺や悪質商法などに住民が巻き込まれる事案が多発をしております。金銭の要求名目を次々と変えたり公的機関を装うなど、巧妙化する手口に町内でも被害が後を絶ちません。そのため先月5日、松前町、伊予市、伊予警察署との間で特殊詐欺被害防止に関する協定を締結いたしました。この協定により各機関が持つ情報を共有し、迅速かつきめ細かい被害防止対策の推進を図ってまいります。

次に、夏祭りについて申し上げます。

先月2日に予定されておりました夏祭りは、台風の接近により残念ながら中止となりました。開催に向けて準備に御尽力をくださいました関係各位の皆様には心より感謝を申し上げます。しかし、前夜祭については予定どおり開催され、体育館でのかるた大会と文化センターでの腕自慢・のど自慢のつどいの会場は大盛況でした。来年は、ことしの分まで皆さんに楽しんでいただけるような盛大な祭りを開催できるよう努めてまいります。

次に、町税の徴収率について申し上げます。

松前町の徴収率は年々上昇しており、平成25年度は97.8%となり、県内で1位となりました。特別徴収の推進や滞納整理の強化、国、県、愛媛地方税滞納整理機構との連携による対策が実を結んだものではあります。一番は住民の皆さんの納税意識の向上によるものであります。今後も、租税教室や各種啓発活動を通して徴収率の向上に努めてまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、決算認定2件、条例案件3件、予算案件3件、そ

の他同意を求めるもの1件、意見を求めるもの1件の合わせて11件の議案を提出しております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（三好勝利） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第3号 平成25年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（三好勝利） 日程第4、報告第3号平成25年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 報告第3号平成25年度決算に係る財政指標の報告について報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

内容につきましては、健全化判断比率を升田財政課長に、資金不足比率を忽那上下水道課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（三好勝利） 升田財政課長。

○財政課長（升田年紀） 報告第3号について補足して御説明いたします。

それでは、まず健全化判断比率について御説明します。

別冊資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより当該団体の財政状況を客観的にあらわす意義を持つものです。各比率の推移を示す表に記載している早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準で、財政再生基準は、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。本町の平成25年度の一般会計決算は黒字のため、実質赤字には該当しません。

次に、連結実質赤字比率は、企業会計を含む全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率で

す。平成25年度の全会計の決算についても2ページの表のとおり黒字であるため、実質赤字比率には該当しません。

続いて、実質公債費比率は、一般会計で借り入れた地方債の返済額と他の会計や一部事務組合が借り入れた地方債の返済財源として負担した額の大きさを指標化し、返済に充てた資金の程度を示す比率です。平成25年度の実質公債費比率は12.1%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次に、将来負担比率は、一般会計の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。将来負担すべき負債とは、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、他会計や一部事務組合の地方債の償還に充てられる負担見込み額、職員の退職手当支給予定額などをいいます。平成25年度の将来負担比率は89.4%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

健全化判断比率については以上です。

なお、議案書の4ページから7ページは、この報告に関する監査委員の審査意見書ですので、御確認を願います。

○議長（三好勝利） 忽那上下水道課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） 続いて、公営企業の資金不足比率について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

松前町水道事業会計の資金不足比率は、平成25年度水道事業会計の決算で、流動資産が流動負債を8億6,157万6,000円上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

次に、松前町公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、平成25年度公共下水道事業特別会計の決算で、歳出額に算入地方債の現在高を加えたものを歳入額から翌年度に繰り越すべき財源を除いたものが812万9,000円上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第35号 平成25年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提

案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第5、議案第35号平成25年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

内容につきましては、会計管理者松岡会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三好勝利） 松岡会計課長。

○会計課長（松岡芳弘） それでは、議案第35号平成25年度松前町歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。

また、各会計の決算につきましては、7月8日から8月5日にわたり、岡本監査委員、木下監査委員に審査をしていただき、8月20日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

補足説明は内容が多岐にわたりますので、歳入については、各会計ごとの歳入合計の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額を、歳出につきましては、各会計ごとの歳出合計の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額をもって説明とさせていただきますたく御了承のほどお願いいたします。

なお、各会計における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、決算の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

それでは、平成25年度松前町歳入歳出決算書のまず3ページをお開きください。

平成25年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

このページの一番下のところでございます歳入合計、調定額99億6,316万1,082円、収入済額95億5,035万9,873円、不納欠損額657万4,080円、収入未済額4億622万7,129円となっております。

次に、7ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計、予算現額97億7,502万1,000円、支出済額92億4,007万5,428円、翌年度繰越額

2億7,494万4,000円、不用額2億6,000万1,572円となっております。

欄外になりますが、歳入歳出差し引き残額3億1,028万4,445円は、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、117ページをお開きください。

平成25年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

歳入合計、調定額36億6,947万8,418円、収入済額35億6,383万675円、不納欠損額1,047万6,516円、収入未済額9,517万1,227円となっております。

次は、121ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計、予算現額35億5,768万4,000円、支出済額33億6,457万3,611円、翌年度繰越額0、不用額1億9,311万389円となっております。

欄外ですが、歳入歳出差し引き残額1億9,925万7,064円、同額を翌年度に繰り越すものです。

次は、151ページをお開きください。

平成25年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額3億8,264万9,111円、収入済額3億8,247万6,801円、不納欠損額680円、収入未済額17万1,630円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額3億7,637万2,000円、支出済額3億7,039万1,180円、翌年度繰越額0、不用額598万820円となっております。

歳入歳出差し引き残額が1,208万5,621円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、167ページをお開きください。

平成25年度松前町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額25億3,309万8,854円、収入済額25億2,806万4,285円、不納欠損額96万6,770円、収入未済額406万7,799円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額25億8,912万9,000円、支出済額24億9,130万1,930円、翌年度繰越額0、不用額9,782万7,070円となっております。

歳入歳出差し引き残額3,676万2,355円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、193ページをお開きください。

平成25年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額2,240万1,291円、収入済額も同額です。不納欠損額、収入未済額とも

0となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額2,227万1,000円、支出済額2,067万9,808円、翌年度繰越額0、不用額159万1,192円となっております。

歳入歳出差し引き残額172万1,483円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、205ページをお開きください。

平成25年度松前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額6億471万7,486円、収入済額5億7,559万9,726円、不納欠損額50万2,240円、収入未済額2,861万5,520円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額5億9,990万6,000円、支出済額5億6,611万4,188円、翌年度繰越額2,651万6,000円、不用額727万5,812円となっております。

歳入歳出差し引き残額948万5,538円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

岡本監査委員。

○監査委員（岡本 靖） お手元の議案書の9ページ以下に平成25年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の決算監査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

まず、平成25年度一般会計、特別会計歳入歳出決算につきましては、去る7月8日から8月5日までのうち6日間において審査を行いました。

審査の対象は、第1の審査の概要の1に示しておりますとおり、一般会計と4つの特別会計でございます。

審査の結果について申し上げます。

第3、審査の結果をごらん願います。

まず、各会計の総括といたしましては、審査に付されました各会計の決算書等は、計数はいずれも正確であり、内容についてもおおむね適正かつ効率的に執行されていると認められました。

また、財産の管理につきましても計数はいずれも正確であり、おおむね適正かつ効率的に管理運営なされていると認められました。

財政運営の状況につきましては、平成25年度各会計の実質収支の合計は、歳入が166億2,272万9,000円、歳出が160億5,313万5,000円で、翌年度に繰り越す財源を除いて5億2,854万円の剰余金を生じております。剰余金は昨年度の4億8,293万8,000円と比べると4,560万2,000円の増となっており、引き続き健全な財政運営がなされていると認められました。

11ページの表に過去5年間の財政諸指標の推移を示しておりますが、まず一番上の財政力指数につきましては、平成25年度は0.725で、前年度と比較し若干低下しておりますが、この5年間におきましては0.7台で推移しております。

また、経常収支比率につきましては、前年度と同じ88.0%であり、依然高い水準となっております。

実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は89.4%で、いずれも前年度より改善されております。

以上のように、財政諸指標は経常収支比率が若干高いものの、そのほかは良好な状態にあると認められます。今後も経常的経費等の節減を図ることはもちろんのこと、町税及びその他の収入の確保を図るとともに、適切な行財政の運営を推進するよう一層の努力をお願いしたいと思います。

12ページをお開き願います。

2の一般会計の決算状況について申し上げます。

まず、歳入は、収入済額が95億5,035万9,873円で、調定額に対する収入率は95.9%となっております。収入未済額が4億622万7,129円で、前年度と比較して1億6,412万5,562円減少しておりますが、これは前年度と比べ繰越事業費が減少したことで町債の未済額が減少したことによるものでございます。

町税、保育料、住宅使用料やその他貸付償還金の収入未済額が多額となっており、滞納金の徴収にさらに努力を願いたいと思います。

不納欠損額は657万4,080円で、前年度より1,654万4,827円減少しております。

また、国県支出金及び町債の収入未済につきましては、対象事業の繰り越しによるものであり、やむを得ないものではあります。一層の効率的な事業推進を図っていただきたいと思っております。

歳入のうち、町税につきましては、収入済額が41億1,167万979円で、一般会計収入済み総額の43.1%を占めております。昨年度より97万6,175円増加しておりますが、これは町民税は減少したものの固定資産税及びたばこ税が増加したほか、徴収率が向上したことによるものであります。現年度分の徴収率は99.3%で、前年度と比べ0.1ポイント上がり、また現年度分と滞納繰越分と合わせた徴収率でも前年度と比べ0.5ポイント上がっております。

一方、収入未済額は8,701万2,083円で、前年度に比べ816万3,260円、率で8.6ポイント減少しており、また不納欠損額が前年度と比べ1,186万1,585円減少しており、滞納整理の努力が認められます。引き続き愛媛地方税滞納整理機構への徴収委託の活用及び滞納整理のさらなる努力を求めます。

また、町税の長期滞納者の中には、納税意識の欠如している者や行政に対する不満から納税しない者も見られます。善良な納税者の税負担に対する公平感を確保する観点からも、広報紙等を通じて納税意識の高揚を図るほか、きめ細かな納税相談を進めるなど、納税の実を上げるよう一層努めるとともに、悪質な滞納者に対しては、引き続き法的措置も視野に入れ厳正に対処することを望むものであります。

次に、13ページの使用料及び手数料ですが、収入済額が1億1,097万1,559円で、調定額に対する収入率は81.4%となっております。収入未済額は2,540万4,151円で、その99.6%が住宅使用料の収入未済額であります。住宅使用料の収入未済額は13ページの表のとおり2,531万2,851円であり、収納率は97.8%で、前年度に比べて1.0ポイント低下しております。今後とも滞納者に対しては、町税同様に個々具体的に厳正に対処いただきたいと思っております。

次に、歳出ですが、予算現額97億7,502万1,000円に対し、支出済額は92億4,007万5,428円で、執行率は94.5%、前年度に比べ2.4ポイント上昇しております。これは翌年度繰越額が減少したことが主な原因であります。

一方、2億6,000万1,572円が不用額となっており、その主なものは、教育費、民生費及び衛生費であります。

14ページをお開き願います。

予算の執行につきましては、おおむね適正かつ計画的、効率的な執行がなされておりますが、少額契約において見積書の徴収の省略や予定価格を定めないことができることとされているなど、不適正処理につながりかねない制度が採用されており、改善が望まれます。また、契約に当たっては、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものに限って例外的に行うよう厳格に運用し、透明性、公平性の確保に努め、さらなる経費削減に努力願いたいと思っております。

続きまして、特別会計について御報告申し上げます。

14ページの下のところからでございますが、まず国民健康保険特別会計について申し上げます。

15ページをごらんください。

国民健康保険特別会計の歳入につきましては、収入済額が35億6,383万675円で、調定額に対する収入率は97.1%となっております。このうち国民健康保険税については収入率が86.1%で、前年度より1.8ポイント増加、収入未済額は9,517万1,227円で、前年度に比べ

て15.7%減少し、不納欠損額も1,047万6,516円で、前年度に比べて33.0%減少しております。国民健康保険税の収入率は、前年度に比べ向上しているものの依然低調な状況で推移をしており、また収入未済額、不納欠損額ともに多額となっております。引き続き、国民健康保険制度の趣旨や仕組みについての周知啓蒙を行い、町民の意識の一層の高揚に努め、国民健康保険税の徴収率の向上に努力願いたいと思います。

次に、歳出ですが、支出済額が33億6,457万3,611円で、不用額が1億9,311万389円となっております。その主なものは、保険給付費及び共同事業拠出金であり、おおむね適正な執行と認められました。

続いて、4の後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は収入済額が3億8,247万6,801円で、調定額に対する収入率は99.9%と良好であります。

また、歳出は、支出済額が3億7,039万1,180円で、執行率は98.4%となっております。昨年度並みとなっております。

次に、5の介護保険特別会計の保険事業勘定につきましては、歳入は収入済額が25億2,806万4,285円で、調定額に対する収入率は99.8%と良好であります。このうち保険料については、収入済額が4億5,662万7,805円で、収入率は98.9%となっております。収入未済額は406万7,799円で、前年度に比べて25万1,205円減少しておりますが、収入未済額の減少を図るため、今後さらに介護保険制度の趣旨や仕組みの周知啓蒙を行うとともに、保険料の徴収に一層の努力を願いたいと思います。

16ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額が24億9,130万1,930円で、執行率は96.2%、前年度に比べて1億3,738万3,037円の増加となっております。不用額が9,782万7,070円と多額となっておりますが、その主なものは、保険給付費で事前に給付額を正確に把握することが困難なために生じたものと考えられます。

続きまして、6の介護保険特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入は収入済額が2,240万1,291円で、調定額に対する収入率は100%となっております。また、歳出は支出済額が2,067万9,808円で、執行率は92.9%、不用額は159万1,192円となっておりますが、これは賃金及び委託料の執行残によるものであります。

続いて、7の公共下水道事業特別会計につきましては、歳入は収入済額が5億7,559万9,726円で、調定額に対する収入率は95.2%となっております。分担金及び負担金で42万2,730円、使用料及び手数料で303万2,790円の収入未済が生じており、徴収に一層努力願いたいと思います。

また、歳出は、支出済額が5億6,611万4,188円で、執行率は94.4%となっております。執行率が前年度を下回っているのは、事業の翌年度への繰り越しによるものであり、事業の実施に当たっては、工事の早期着工を図るとともに、計画的、効率的な実施と執行管理

の徹底に努め、事業の繰り越しの減少を図るよう一層努力願いたいと思います。

以上のとおり、平成25年度一般会計、特別会計歳入歳出決算につきましては、おおむね健全な財政運営と適正な事務処理がなされていると認められました。しかしながら、財政力指数は0.725で、前年度を下回り、さらに経常収支比率も昨年度から変わらず88.0%と依然高い水準にあります。扶助費、公債費等の義務的経費の増大といったやむを得ない事情があるものの、財政の弾力性の低下に留意し、さらに適正な財政運営に心がけていただきたいと思います。

平成22年度から始まった第4次松前町総合計画に定められた施策を実現するためには、安定した財源確保が不可欠であります。しかし、昨今の社会経済情勢は、政府による緊急経済対策がなされたことで景気の持ち直し傾向が見られるものの、従前からの景気低迷の影響などから、依然として厳しい状況下にあり、先行き不透明な状況が続くと見られます。歳入の根幹である町税収入の伸びを期待することは難しい状況にあります。

さらに、歳出では、今後も少子・高齢化の進展に伴う社会保障関連費、医療費や東南海地震に対する公共施設等の防災対策費の増加が見込まれており、引き続き財政運営は厳しい状況が続くと推測されます。今後も時代の要請に的確に対応し、持続可能な町政運営のためにも財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。

こうした中で町税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、住宅使用料の収入未済額及び不納欠損額が多額となっているほか、各種貸付金の未償還額も多額になっています。

町税については、愛媛地方税滞納整理機構との連携等により、悪質滞納者対策の成果があらわれており、また税外収入についても各部署において収入未済額の徴収に鋭意努力されていることが認められますが、今後も住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないように、収入未済金の回収にさらなる努力を求めるものであります。

なお、債務者の破産、行方不明等の理由により回収することが極めて困難な債権も多数存在しており、こうした不良債権については債務者の資産調査を進め、早急に適切な債権整理を実施することが望まれるところであります。

一方、歳出については、その抑制に向けて事務事業評価の導入による事業のスクラップ・アンド・ビルドや予算配分の重点化、効率化などにより、事務事業の見直しを図るなど不断の行財政改革に努めていただきたいと思います。

また、契約事務の取り扱いに関し、少額契約の手續に制度的に不適正処理につながりかねないところが見受けられますので、不祥事防止の観点からも見直しが望まれるところであります。さらに、工事請負や業務委託の発注においては、競争性のない随意契約は少額案件や真にやむを得ない場合に限ってのみ例外的に採用するよう地方自治法を初め、関係法令の厳格な運用を図り、透明性、公平性の一層の確保を図っていただきたいと思ます。

最後に、「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」を実現するため、職員と町民とが知恵と力を出し合いながら、第4次松前町総合計画に基づいて魅力と活力にあふれ、次代に誇りを持ってつなぐことができるまちづくりを進め、町民福祉がより一層増進されることを強く期待するものであります。

最後に、平成25年度基金運用状況についての審査結果について御報告申し上げます。

18ページをお開きください。

平成25年度基金運用状況につきましては、去る7月8日に審査を行いました。

審査の対象は、第1の審査の概要1に示しておりますとおり、定額の資金を運用する土地開発基金及び用品調達基金の2つであります。

審査の結果ですが、第3の審査の結果をごらん願います。

基金の運用については、いずれも法令、条例等に基づいて適正かつ健全な運用、管理がなされていると認められました。

まず、土地開発基金につきましては、前年度からの基金積立額は3億8,358万6,000円で、平成25年度は北黒田海岸整備事業に伴い土地の売り払いを行っております。また、北黒田海岸整備事業の財源として取り崩しを行っているため、平成25年度末現在高は3億5,410万6,000円となっております。

会計事務については、適正に行われていると認められました。今後とも長期的な展望に立って基金の有効な活用を図っていただきたいと思います。

次に、用品調達基金につきましては、前年度と同額の200万円を効率的に運用し、平成25年度におきましては、収入金額371万4,710円、支出金額336万4,640円で、収入、支出ともに適正に事務処理がなされていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（三好勝利） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 岡本監査委員におかれましては、監査委員になられて初めての監査報告が出されてるんですけど、かなり鋭い視点で見てもらって細部にまで監査していただいているようなんですけど。

ここでちょっと質問したいのは、今後のこの監査というか審査のあり方、岡本監査委員としては今後どういうふうな方針といわれますか、そういうふうな視点、どんな視点を持って監査していかれるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（三好勝利） 岡本監査委員。

○監査委員（岡本 靖） 非常に財政状況が厳しい状況でありますので、最少の経費でもって最大の効果を上げる、効率的な行政運営ということを目指していただきたいというふ

うに思っておりますので、そういう視点から今後意見を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。素晴らしいお言葉もいただきましたが、町行政としても理事者側も監査委員の指摘なり意見は反映していくということなんで、今後もそういうような鋭い観点で見ていていただけたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（三好勝利） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 平成25年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第6、議案第36号平成25年度松前町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度松前町水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

内容につきましては、忽那上下水道課長に説明をさせ、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 忽那上下水道課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） それでは、補足して説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、平成25年度決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を御説明いたします。

(1)の収益的収入及び支出のうち収入は、予算額合計3億6,172万9,000円に対し、決算額3億4,244万7,245円で、予算額に比べ1,928万1,755円の減となっています。

次に、支出では、予算額合計3億7,494万9,000円に対し、決算額が3億9,100万3,300円で、不用額がマイナスの1,605万4,300円となっています。

3ページでは、(2)資本的収入及び支出の状況です。

収入では、予算額合計1億9,152万6,000円に対し、決算額が1億4,136万6,680円で、予算額に比べ5,015万9,320円の減となっています。

続いて、支出では、予算額合計3億633万円に対し、決算額2億3,692万6,704円で、不用額6,940万3,296円となっています。

以上、収入合計から支出合計を差し引きますと、資本的収入額が資本的支出額に対し9,556万24円不足する結果となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金8,870万3,048円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額685万6,976円で補填します。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

平成25年度損益計算書です。

当年度は、5ページの下から3行目にありますように5,558万5,923円の純損失となりました。

なお、水道事業会計では、前年度からの繰越利益剰余金が2億2,217万5,304円ありますので、当年度末の未処分利益剰余金は合計1億6,658万9,381円となります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

まず、6ページの資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計額は、一番右の列最初にございますとおり48億9,675万6,523円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は9億6,964万2,188円となりました。この結果、6ページ下の資産合計は58億6,639万8,711円となっています。

続いて、7ページ上段の負債の部のうち3の流動負債では、年度末の負債合計は1億806万4,362円となりました。

その下の資本の部のうち4の資本金では、年度末の資本金合計は38億3,330万9,851円となりました。

また、5の剰余金では、年度末の剰余金合計は19億2,502万4,498円となりました。これらの結果、資本合計は57億5,833万4,349円となり、7ページ下の負債資本の合計額は資産合計と同額の58億6,639万8,711円となるものです。

次の8ページにあります剰余金計算書は、先ほどの貸借対照表にございました剰余金の変動状況をあらわしていますので、御参照願います。

なお、9ページからは事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御

参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道事業会計の決算の補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

岡本監査委員。

○監査委員（岡本 靖） お手元の32ページ以下に平成25年度水道事業会計決算審査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

33ページをお開き願います。

平成25年度水道事業会計決算につきましては、平成26年7月25日に審査を行いました。審査の結果について申し上げます。

第3、審査の結果をごらん願います。

決算書につきましては、審査に付された計数は正確で適正に表示されており、収入及び支出の事務処理も法令等を遵守し適正に行われていると認められました。

予算の執行状況でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収益は決算額3億4,244万7,245円、費用は決算額3億9,100万3,300円、不用額はマイナス1,605万4,300円で、支出歩合は104.3%となっております。収入、支出ともおおむね適正な執行がなされていると認められました。

なお、今後の事業計画及び予算の策定に当たりましては、事前に綿密な調査及び関係者との打ち合わせを行い、計画的、効率的な事業の推進及び予算の執行を行うよう一層の努力を願いたいと思っております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は決算額1億4,136万6,680円、支出は決算額2億3,692万6,704円、不用額は6,940万3,296円、支出歩合は77.3%となっております。これは設計委託業務、配水管布設替工事等の入札減少及び第6次拡張事業における事業量の減少が主な原因であります。

なお、水資源の確保等を図るための第6次拡張事業では、神崎水源地改修工事、徳丸水源地改修工事及び徳丸水源地遠隔監視装置が完成したところであります。また、管路整備では、配水管整備を図るために国道56号連絡管布設工事のほかの改良工事を実施しております。水資源の確保がこの事業の円滑、適正な運営の基本でありますので、今後とも計画的整備の推進に一層の努力を願いたいと思っております。

次に、経営成績につきましては、事業収益は3億2,656万3,158円、事業費用は3億8,214万9,081円で、差し引き5,558万5,923円の純損失となっております。今後、浄水施設管理委託費、減価償却費、支払い利息などの固定的経費の増加が予想されるので、一層の経営努力が望まれます。

まず、収益は3億2,656万3,158円で、前年度比1.6%の減となっております。そのうち

給水収益は3億1,383万9,809円で、前年度と比較すると410万6,678円の減収となっております。

また、収益に直接影響のある年間総配水量は364万6,216立方メートルで、前年度と比較すると651立方メートル減少し、有収率も88.53%で前年度を下回っております。

年間41万8,085立方メートルの漏水等を生じておりまして、水の濁りや配水管工事に伴う洗管などの要因も一部にはございますが、主には給水管の破損、漏水等でありまして、減収の要因ともなることから、引き続き漏水防止に努力をいただきたいと思います。

次に、費用は3億8,214万9,081円で、前年度比14.3%の増となっております。営業費用では減価償却費、人件費、営業外費用では支払い利息が主な支出であります。前年度と比較すると総じて増加をしております。今後一層の経費節減の努力を望むものであります。

なお、特別損失419万35円は、平成20年度調定分水道料金の滞納額を不納欠損処分したものであります。

財政状況については、平成25年度末における財政規模は58億6,639万8,711円で、前年度に比べ1.3%増加しております。

資産につきましては、固定資産が48億9,675万6,523円で、前年度に比べ1,013万957円増加しております。これは主に構築物のうち浄水施設等の増加によるものであります。流動資産のうち金銭債権である未収金は3,566万9,868円であり、そのうち水道料金の調定額から収納済額を差し引いた未収納額は2,729万3,957円で、過年度分の未収納額は減少しておりますが、現年度分については増加しております。引き続き公平性の確保の上からも、給水停止の適切かつ効果的な活用を図りながら未収金の徴収に格別の努力をお願いしたいと思います。また、不良債権化した未収納水道料金については早期の債権整理が望まれます。

次に、負債につきましては、流動負債が1億806万4,362円で、前年度に比べて4,881万6,667円増加しております。これは工事費の未払金の増加によるものであります。

次に、資本につきましては、資本剰余金が15億7,030万8,179円、利益剰余金が3億5,471万6,319円で、平成25年度未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金2億2,217万5,304円から平成25年度純損失5,558万5,923円を差し引いた1億6,658万9,381円となっております。

以上のとおり、平成25年度は節水により営業収益が減少し、さらに運営諸経費の増加により純損失が5,558万5,923円となっております。今後は企業債返還に伴う元利支払い、減価償却費や浄水施設管理委託費などの増加によりさらに厳しい経営状態になっていくものと予想されることから、料金改定や未収金の徴収などによる資金の確保と経費の節減に努めていただきたいと思います。

一方、6次拡張事業は、神崎及び徳丸水源地改修工事及び徳丸水源地遠隔監視装置が完

成するなど順調に推移しておりまして、管路整備においても国道56号連絡管布設工事、配水管布設替工事及び老朽管布設替工事などが実施されております。今後とも他の工事も含め計画的に推進いただくようお願いしております。

また、漏水につきましては、漏水対策の実施により平成16年度から有収率90%を超え対策の効果があらわれておりましたが、平成25年度は88.53%と前年度から引き続き90%を下回っております。配水管の洗管による原因も一部あると思われませんが、早急に原因を追求し対応を行い、有収率の向上を図っていただきたく思います。今後とも経営の安定と安定的な給水の確保を図り、企業会計としての目的が達成されるよう一層の努力をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（三好勝利） 監査委員の報告を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第36号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

55分まで暫時休憩を行います。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き再開をいたします。

~~~~~

日程第7 議案第37号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第7、議案第37号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるために本条例を制定するものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしく  
お願いします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第37号について補足して説明いたします。  
参考資料の1ページをごらんください。

条例の概要について御説明を申し上げます。

まず、条例制度の背景についてですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関  
する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、市町  
村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業また  
は事業所内保育事業を実施することができるとされました。また、同法において市町村は  
当該認可に係る基準を条例で定めなければならないとされたことに伴い、当該基準につい  
て定める条例を制定するものです。

次に、条例制定の目的ですが、本条例を制定することにより、今後家庭的保育事業等の  
事業を行う事業所から事業認可申請が提出された場合に、本条例により審査を行い、事業  
認可の可否を決定いたします。

次に、本条例の対象となる家庭的保育事業等についてですが、本条例は次の地域型保育  
事業ごとに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。

まず1点目、家庭的保育事業は定員が1人から5人の保育者の居宅等において行う保育  
事業で、第22条から第26条に規定しております。

2点目、小規模保育事業はその規模等に応じてA型、B型、C型がありまして、まず小  
規模保育事業A型は定員が6人から19人の小規模保育事業で、第28条から第30条に規定し  
ております。小規模保育事業B型は定員6人から19人の小規模保育事業で、A型との違い  
は保育士以外の研修を受けた者でも保育が可能となるという点でございます。これについ  
ては第31条と第32条に規定しております。小規模保育事業C型は定員6人から10人の小規  
模保育事業で、第33条から第36条に規定しております。

2ページをお願いいたします。

3点目、居宅訪問型保育事業は集団保育が困難な乳幼児の自宅で1対1で保育を行う事  
業で、第37条から第41条に規定しております。

4点目、事業所内保育事業は事業所内の保育施設等で従業員の子供と地域の乳幼児の保  
育を行う事業で、第42条から第48条に規定しております。

4の町条例における基準の考え方についてですが、市町村条例を定めるに当たっては、  
従うべき基準として厚生労働省令を下回ってはならない基準及び参酌すべき基準として厚  
生労働省令を十分に参酌した上で、地域の実情に応じて変更してもよい基準に区分されて

おります。本条例においては厚生労働省令の基準をもとに本町の実情を踏まえて検討した結果、厚生労働省令と同じ基準を定めることで施設及び事業の適切な運営が確保され、保育の質が担保されるものと判断し、厚生労働省令どおりの基準を定める条例を制定いたしました。

次に、施行日についてですが、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日としております。具体的には、平成27年4月1日が予定されております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今回の新しい条例で4つの保育事業をやりたいという事業向けの条例改正なんですけど、仮に事業所ですよ、事業所が募集してきたときにこの事業所が健全な経営をしてるかどうかというんは誰がどういうふうな管理といいますか、監視といいますか、それはどこでどういうふうなことをやられるんですか。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） そういった管理、指導につきましても町のほうが責任を持って実施することになっております。

○議長（三好勝利） よろしいですか。

（7番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

質疑はほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第37号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第8 議案第38号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第8、議案第38号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために本条例を制定するものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第38号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

条例の概要について御説明を申し上げます。

まず、条例制度の背景ですが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法に基づく施設型給付費の対象施設として市町村の長が確認する認定こども園、幼稚園及び保育所及び同法に基づく地域型保育給付費の対象事業として市町村の長が確認する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について市町村はそれぞれの運営に係る基準を条例で定めなければならないとされたことに伴い、当該条例について定める条例を制定するものです。

次に、条例制度の目的ですが、本条例を制定することにより今後特定教育・保育施設、地域型保育の認可を受けた事業所より給付対象事業者の確認申請が出された場合に本条例の基準に照らし、給付対象事業者として適切か否かを決定します。

次に、本条例の対象となる特定教育・保育施設、特定地域型保育事業ですが、本条例は次の事業ごとに運営に関する基準を定めております。特定教育・保育施設については、これは認定こども園、幼稚園、保育所、この施設の定員は20人以上ですけれども、これに関しては第4条から第36条について規定をしております。2点目の特定地域型保育事業については、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ですが、第37条から第52条に規定をしております。

次に、町条例における基準の考え方ですが、市町村条例を定めるに当たっては従うべき基準として内閣府令を下回ってはならない基準及び参酌すべき基準として内閣府令を十分に参酌した上で地域の実情に応じて変更してもよい基準に区分されております。本条例については、内閣府令の基準をもとに本町の実情を踏まえて検討した結果、内閣府令と同じ基準を定めることで施設及び事業の適切な運営が確保され、保育の質が担保されるものと判断し、内閣府令どおりの基準を定める条例といたしました。

次のページをお願いいたします。

施行日についてですが、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日としております。具体的には、平成27年4月1日が予定されております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第38号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

**日程第9 議案第39号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（三好勝利） 日程第9、議案第39号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴って、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、伊賀上産業建設部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、議案第39号について補足説明いたします。

お手元の参考資料の表紙をお開きください。

今回の条例改正は、入居者の資格要件である条例第5条第2項第5号で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている者が、支援制度の改正により根拠となる法律名が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改名されたことと経過措置がなされたことを受け、条例改正するものです。

この改正による実際の入居資格について変動はございません。

また、この条例の施行期日は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行日からとしておりますが、今のところ平成26年10月1日を予定日とされております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第10 議案第40号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第2号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第11 議案第41号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第12 議案第42号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第10、議案第40号平成26年度松前町一般会計補正予算第2号について、日程第11、議案第41号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について及び日程第12、議案第42号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第40号から議案第42号までについて一括して提案理由を申し上げ

げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号平成26年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,395万2,000円を追加し、総額を96億6,815万6,000円とするものであります。

以下、補正予算の主要事項について御説明をいたします。

消防・防災の充実につきましては、災害時に支援等が必要となる70歳以上の高齢者世帯や身体障がい者など要支援者に関する情報を把握、確認して、避難行動要支援者名簿を作成いたします。

また、指定避難所となる公園や小・中学校に発電機や投光器、簡易トイレ、備蓄倉庫などの防災用資機材を整備いたします。

廃棄物処理の充実につきましては、ポリ塩化ビフェニール（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、引き続き公共施設で保管しているPCB廃棄物を確実かつ適正に処理するために必要な経費を計上しております。

子育て支援の充実につきましては、子供たちが安心して安全に保育所生活を送れるように、老朽化している保育所について耐震診断を実施いたします。

健康づくりの推進につきましては、予防接種法の施行令及び規則の一部改正に伴い、乳幼児の水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌感染症について予防接種を実施いたします。

農水産業の振興につきましては、地域農業を支える集落営農組織等の確保、育成を進めるために農事組合法人に対し、農業機械購入や先進地視察に関する経費を支援いたします。

また、土地改良事業として町内4カ所の水路の改修工事等を行い、農業基盤の適正な管理と農業経営の安定化を図ります。

道路・交通網の充実につきましては、安全かつ快適に通行できるよう町道の維持補修を継続して行うほか、歩道改良等により道路環境を改善し、交通体系の確立とスムーズな車の流れを確保いたします。

あわせて生活道路改良整備事業を実施することにより、道路の早期整備を促進し、広域交通体系の確保や地域の活性化と発展を図ります。

また、松前港のしゅんせつ工事を実施することにより、港湾の保全と機能の確保を図ります。

情報化の推進につきましては、平成28年1月開始予定の社会保障・税番号制度について運用に必要なシステムを構築するための経費を計上しております。

なお、一般会計9月補正予算の財源としましては、国県支出金等の特定財源が5,046万2,000円の増、その他一般財源が9,349万円の増となっております。

議案第41号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳

入歳出それぞれ4,576万6,000円を追加し、総額を34億8,860万6,000円とするものであります。

議案第42号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ4,404万9,000円を追加し、総額を26億8,236万6,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、総額を2,192万1,000円とするものであります。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第40号について質疑を行います。

澤田議員。

○10番（澤田登代一議員） 今回の補正予算を審議する前に、一つ確認をしておきたいことがあります。

6月議会からの継続になると思うんですが、9月議会までに計画を示すということでお聞きしておりました案件が私どもにはまだ示されておられません。町長は、事業を推進するに当たって各課にどのような指示をし、その結果をどのように把握されておいでんのか確認をしたいと思いますが、お願いします。

○議長（三好勝利） 澤田議員、事業名は。

（10番澤田登代一議員「防災道路の件であります」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（三好勝利） 再開いたします。

ほかに意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 一言だけ、加えつけておきます。会議録を調べた結果、そういう質疑はなかったということだけ、記録に残しておきます。よろしいですか。

質疑、もうございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託をされました。

議案第41号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第42号についての質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第13 議案第43号 松前町固定資産評価審査委員会委員の選任について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第13、議案第43号松前町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第43号について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員篠原功氏、村上朋子氏及び福嶋正志氏が平成26年9月30日をもって任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

委員は3人です。1人目は、住所、伊予郡松前町大字恵久美385番地。氏名、篠原功。生年月日、昭和19年2月28日。

2人目が、住所、伊予郡松前町大字浜771番地3。氏名、村上朋子。生年月日、昭和16年12月23日。

3人目が、住所、伊予郡松前町大字永田305番地。氏名、福嶋正志。生年月日、昭和19年1月23日。

以上でございますが、参考として本人の略歴を添付をしておりますので、御一覽いただきたいと思ひます。よろしく御審議をいただき御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） ここで一言つけ加えておきたいことがございます、議長席として。1名の方は議員さんの兄弟じゃろうと思うんですが、これは条例に違反するんか、抵触してないか、そこだけ総務、選管のほうで調査をしていただきたい。よろしいですか。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

議案第43号を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意をされました。

~~~~~

日程第14 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第14、議案第44号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の高石勤氏、平井章能氏及び田中きよ美氏が平成26年12月31日をもって任期満了となるため、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により

議会の意見を求めるものであります。

委員候補者は3名です。1人目が、住所、伊予郡松前町大字昌農内645番地2、氏名、平井章能氏、生年月日、昭和21年1月16日。

2人目が、住所、伊予郡松前町大字浜901番地2、氏名、水本諭氏、生年月日、昭和23年9月20日。

3人目が、住所、伊予郡松前町大字鶴吉771番地2、氏名、松田雅子氏、生年月日、昭和27年4月23日。

以上でございますが、参考として本人の略歴を添付しておりますので、御一覧をいただきたいと思っております。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定をしました。

ただいま新たに推薦された水本諭さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちをください。

○水本 諭 失礼いたします。このたび人権擁護委員に御推薦いただきました水本諭と申します。

この本会議において御承認いただいたことをまことにありがたく思います。ありがとうございました。

これまで人権問題とか人権教育に関心は持って、私なりにかかわってきたつもりではありますけれども、この席に立って改めてその責任の大きさに不安を覚えながらも、身の引き締まるような思いを今しております。今後、皆さんの御指導をいただきながら努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（三好勝利） 水本諭さんの挨拶が終わりました。

続いて、松田雅子さんが挨拶に見えられておいでます。このまましばらくお待ちくださ

い。

○松田雅子 このたび人権擁護委員に御推挙いただきました松田雅子です。

本会議におきまして人権擁護委員に御推薦いただきましたこと、まことにありがとうございます。身に余る光栄でございます。職責の重要性を痛感し、身の締まる思いでございます。微力でございますが、人権擁護行政の発展と充実のために誠心誠意努力する所存でございます。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、これをもってお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三好勝利） 松田雅子さんの挨拶を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前11時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 木 下 淳

9月17日（第2号）

平成26年松前町議会第3回定例会会議録

平成26年9月17日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	7番 村井慶太郎
8番 早瀬武臣	9番 松本一二美	10番 澤田登代一
11番 岡井馨一郎	12番 伊賀上明治	13番 三好勝利
14番 木下淳		

不応招議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長	栗田哲志
副町長 (防災担当)	中矢博史
教育長	永見修一
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	伊賀上晃
総務課長	金子知芳
財政課長	升田年紀
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳
福祉課長	大政哲志

町民課長	久津那延幸
保険課長	久津那良幸
健康課長	山本有三
まちづくり 課長	玉井信二
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	岡本明
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政博文
議会事務局 書記	仙波晴樹

平成26年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

平成26年9月17日(水)

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(提出順位)

午前9時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

2番稲田輝宏議員、3番加藤博徳議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（三好勝利） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順位は、通告書の順位のとおり行っていただきます。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ただいま議長から一般質問のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思います。

まず初めに、福祉について。これは前議会でもやらせてもろうたんですけど、放課後児童クラブについて、来年4月から新制度として子ども・子育て支援法に基づき学童保育が大きく変わりますが、本町での放課後児童クラブの今後のあり方と検討課題をお伺いします。

2番目、町道についてですが、今、議会でも特別委員会が立ち上がり、J R北伊予駅自由通路についてと西古泉筒井線の計画についてお伺いします。

北伊予駅自由通路の新設に至った経緯と予算等について、現在特別委員会が立ち上がっているが、これの位置づけと認識をお伺いします。

西古泉筒井線の現在までの進捗と水路の設置及びフィッタから公園までを含めた一体化の計画の見直しをお伺いします。

3点目ですが、松前公園周辺整備についてです。役場北駐車場についてお伺いします。

この駐車場は、町民に限らず他市町からも多くの公園及び運動場の利用にとって非常に便利な駐車スペースであったはずですが、ことし10月から使用できなくなる。なぜ町の財産として購入しなかったのか、またそれと購入しなかった経緯をお伺いします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 村井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、J R北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会についての認識についてお伺いがありましたが、この委員会は平成26年7月の臨時議会において、J R北伊予駅自

由通路及び周辺整備事業の調査を目的として設置されたものであるというふうに認識をしております。この委員会での審議を今後見守っていきたいというふうに思っております。

次に、新しくつくる町道西古泉筒井線の整備につきましては、土地の評価、境界の確認、補償費の算定などが終わり、用地買収に着手をしております。今後、用地買収が完了した箇所から順次工事に着手をしていく予定であります。

この道路は、西古泉地区を中心とした地域の皆さんが、指定避難場所になっております松前公園あるいは体育館に向けて避難がしやすいように防災道路として位置づけ、フィッタ前の交差点まで新設をするものであります。

そして、この道路が整備された後は、その交差点から町道西167号線に接続をし、町道筒井徳丸線から松前公園までつなぐこととなります。

また、このフィッタ前の交差点から松前公園までの間には、一部歩道がない区間がありますので、これについては工事の進捗に合わせて整備をしていくことにしております。

ほかの質問につきましては、副町長並びに担当課長から答弁をいたします。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 私のほうからは、役場北側の駐車場についてお答えをいたします。

役場北側の駐車場は、平成7年より松前総合文化センターの駐車場として土地の賃貸借契約をし、現在は松前総合文化センターのほか松前公園、庁舎などの駐車場として利用をしております。昨年10月に土地所有者の代理人より土地の処分を考えており、買い取りの意思があるかどうかの打診がありました。

御承知のように、本町の財政調整基金が5億3,000万円程度しかない厳しい財政状況を考えますと、補助または起債の対象とならない一般財源の持ち出しが総額1億円を超える支出は不可能であります。こうした状況を考慮して、土地の購入に向け交渉を重ねてまいりましたが、金額面で合意に至らず、本年3月に返還の申し出があり、返還に応ずることになりました。

施設利用の方には、イベント等で混雑している場合は、エミフルの了解を得ておりますのでそちらを利用していただくお願いを、広報まさきやホームページなどで行っているところであります。

私のほうからは以上であります。

○議長（三好勝利） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 私のほうからは、放課後児童クラブについてお答えをいたします。

平成24年に子ども・子育て支援関連3法が成立し、これらの法律に基づいて幼児期の学

校教育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が、早ければ来年4月から本格スタートいたします。放課後児童クラブにおいても、職員や施設、設備について新たな基準を設けて、質の向上を図っていくこととなります。

この基準については、厚生労働省令に基づいて町が条例で定めることとなり、現在準備を進めているところであります。

厚生労働省の基準では、児童1人当たりの面積を1.65平方メートル以上にする、1部屋の児童数をおおむね40人以下とすること、対象児童が小学校6年生までとなることなどが規定されており、この基準を当町の児童クラブに当てはめてみますと、面積基準では1部屋分は確保できるものの、現在の利用人数では複数の部屋が必要であることなどから、今後どこにどのような形で受け入れ先を確保するかなどの施設整備面での課題や、そこで働く指導員、補助員の確保等の人員面に関する課題がございます。

また、松前町子ども・子育て会議におきましても、放課後児童クラブの今後のあり方などについて御意見を聞いているところです。

その中で、特に松前小学校の放課後児童クラブにおいては、待機児童がいることから、最優先に施設の確保を行う必要があるなどの意見もいただいております。現状では、新基準に適合した放課後児童クラブを運営しようとする、学校の空き教室が足りないため、今ある全ての放課後児童クラブで施設を整備するなど、新たなスペースの確保を検討していく必要があります。

なお、今年度につきましては、松前小学校の放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中に限って、松前小学校の協力により空き教室をお借りしまして待機児童を受け入れることができました。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、放課後児童クラブについてですけど、今その面積とか、それでいろいろ調査中ということなんですけど、近隣市町、ちょっと例を挙げさせてもらいますと、松山市は6月に、もう補正がこれ5億円ほど上がって、全部で50ぐらいあるうちの19クラブをやり直そうというんで、大方3分の1ぐらいですかね、3分の1以上ないけど、5億円かけて6月に補正で、もう上げて、今年度中にやりますというようなことで、それで今課長が言われたんですけど、調査ですかね、これらも松山市なんかちょっと早いんですけど、平成13年から保護者ニーズ調査を始めて、平成19年度にはどれぐらい見込まれるというようなことで、調査もきちっとした上でこういうふうなことをされてるんですけど、今本町では確かにこの9月議会で条例改正ですかね、法律に基づいて家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、この事業型の、これ事業所向けですよ

ね。今は本町では保育は待機児童ゼロなんですよ。それで、こういう事業者向けのこういうような条例改正も確かに大切です。大切ですけど、今松前町は待機児童がゼロなもので、今回これやってもええんやけど、これより先に、こういうふうな放課後児童クラブ、これは待機児童はかなりおるんですよ。それでまた、法律変わると、小学校6年生まで受け入れようということで、かなりの人数になると思うんですけど。

これまた一例なんやけど、隣の砥部町さんの麻生小学校、ここらもこれ6月に補正が上がって、今年度中にこの放課後児童クラブの教室、足りない教室をやりましょうということで、6月に補正予算も上がって、今年度中にやりますよということ、もう6月に示しとんですよ。本町、まだ9月で、まだこれ放課後児童クラブの件は調査中とかということで、松前小学校に関しては教室借りたということなんやけど、6年生まで受け入れるということは、かなりの人数なんですよ、児童の。

それで、これ例えなんやけど、この麻生小学校ですか、これは児童数が519人、それで50人教室を2クラスつくるんやと、100人ですよ。519人で100人体制ですよ。本町でいうと岡田小学校のほうがまだちょっと人口が多いと思うんですけど、それでも100人から受け入れようということ、今年度中にやりますよということで、6月にこれ補正上げてやったんやけど、この麻生小学校は、もう対策も早いんやけど、何がすばらしいかという、学校の校舎内にそれを設置しようということなんですよ。ということは、学校教育と福祉とが一体化されとんかなと、物すごい前進なんですよ。行政、縦割り行政でなかなかそういうようなことはできんのやけど、麻生さんはこれをやられとるとということなんですよ。

ちょっと課長にお伺いしたいんやけど、本町で小学校6年生まで受け入れるとしたら、各校区でどれぐらいの人数を把握しとんのですかね。ちょっとわかったら教えてくださいや。

○議長（三好勝利） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 6年生まで対応した場合の人数ですけども、現在、今手元に資料がございませんけども、子ども・子育て関係で保護者についてのニーズは調査をしております。そこでいくと、正確な数字ではございませんけども、現在の3年生までの児童の倍というところまではいきませんが、おおむね1.5倍ぐらいの保護者の希望であったかと思えます。正確な数字が必要であれば、また後で出させていただきます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） もう各地方、結構これ素早くやっとなんやけど、本町かなりおくれとんですよ。これ今9月議会でこれが出てこんということは、12月に出てくるんかなということなんやけど、よその自治体でこれは約半年。12月に出てきて、これが来年、新年度に間に合うもんかどうなんか、間に合わそうとしとるんかどうなんか、そこらもちょ

っとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（三好勝利） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 来年4月の段階で新しい基準での放課後児童クラブの開設につきましては、財政的な面であつたり開設する場所等検討してますけども、現在の段階で来年4月に新基準でのスタートというのは、かなり困難であろうというふうに認識はしております。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 財政的なもんといいますけど、岡田小学校なんか放課後児童クラブ、プレハブでやっとなですよね。これ何千万円も要らんのですよ。どういうふうな財政が、どういうふうなことを考えて財政難じゃということを言われとんですか。

○議長（三好勝利） 大政福祉課長。

○福祉課長（大政哲志） 現在のところ、放課後児童クラブにつきましては、松前町の総合計画の中におきまして整備まで上げておりませんでしたので、財政課との協議というのが進んでないというところでございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 協議も進んでないのに財政が苦しいということで捉まえますわ。

これ、別に立派なもんは要らるので、どっこの自治体もプレハブなんかで対応しとんで、立派なもんつくって後手後手回るよりも、先に待機児童をどうにかせないかんと、こういう意識があつてしかるべきかなと思うんですけど。僕は、こういう業者向けの条例もいいですよ。でも、やっぱり先にこっち、本町での一番のニーズはここなんですよね。待機児童がおる、これをやっぱ踏まえて、そうでしょう。今保育園、待機児童ゼロでしょう。業者向けのこんな小規模保育とか、そんなんは、別にこれこそ12月でええんですよ。12月でも3月でも構わん。こっちの放課後児童クラブのほうを先々せんと、児童は困りますよ。それで保護者、今共働きもふえとんで、お母さんら、もうなかなか働けんのかなというところで、これ要望ですけど、来年の新学期には待機児童ゼロを目指して、福祉課として頑張つてほしいなというところで要望として言っておきますわ。

それと、3番目の役場北側駐車場について。

これ、一定副町長より答弁もらいましたが、金額で合意ができなかったと。それともう一つ、広報も見せていただいたんですけど、役場施設を利用する方は駐車場がなかったら周辺の商業施設に置いてくれと、これ大きく大々的に一面に書いとったんですけど、僕ちょっと不思議なんは、官が民に頼つてええもんなんかと。それで、その商業施設、確かに許可は得とるが、利用はええ言うとうかわからんけど、それを大々的にああいうふうに公示するというか、それはなかなか。民が官に頼るといふんはわかりますよ。でも、官が民

を利用するじゃというんはいかがかなと思う。ここらはどういうふうなお考えで、副町長。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 駐車場の件でございますが、今回北側駐車場が金額面の合意に至らず、土地所有者の方に返還するようになりました。御案内のように、平日等におきましては、この松前公園、あるいは催し物がなければ十分利用をいただいております。問題になるのが、イベント等の折にどうするかということでございますが、これは指定管理者に総合文化センターあるいは体育館の管理をお願いしておりますので、そこら辺と十分協議しながら、イベント等の調整も行ってまいりたいと思っております。

今御質問にありました民間の方に頼るなということでございますが、これは指定管理者も含めてですけど、民間の方々の知恵もいただいて、いろんな方面でやっておりますので、そういったことで役場周辺含めて駐車場も含めてやっていくというのがよかろうということでもあります。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 副町長にちょっとお尋ねするんだけど、指定管理者と商業施設とはもう全然取り扱いが違うと思うんですよ。指定管理者イコール商業施設とは違うんですよ。そこらはどういうふうな認識ですか。指定管理者と、ほたら商業施設は同じような立ち位置ということですか。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 例として申し上げましたので、役場の公園あるいは文化センターでイベントがあるときに、駐車場について利用できるものであれば応援をしていただけるということでございますので、それを利用するということでもあります。そういうふうに御理解をいただいたらと思います。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 承諾して応援してくれるということなんで。でも広報に載すということは、ちょっと僕違和感があるんで。何ぼ協力してくれるというても、それを大々的に書くんはどうかということ。

それと、もう一丁聞きたいんが、この経緯ですよ。平成7年より借地しとったんやと。これ、14年に打診があって、どういうふうな経緯でこれ破談になったんかということをお聞きしたいんですけどね、もうちょっと詳しく。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 結果的には、金額面で合意に至らなかったというのがございます。最初に申し出がありましたのが、昨年10月ごろ土地所有者の代理人が土地の処分を考えておるんだということで、まず土地を貸しとる、町からいうたら借りとる、町のほう

にまずは打診するのが適当だろうということで来ましたというような説明でございました。うちとしましても、できれば購入したいという考えはありました。まずは、賃貸借契約をこのまま継続できないものかという希望も話の中では出しましたが、処分を考えておるということで。あとは金額の交渉になります。交渉ということで、お互いの、町として厳しい財政事情の中で出せる金額と向こうがある一定想定しとる金額というのがあったようございまして、その金額がかなり離れとったという感覚を向こうが持たれておりましたので、3月31日付で返還の申し出というのがございました。町としましては、合意に至らない内容でございますので、それを受けて半年後、9月の末で契約を解除しようというようなことになったものでございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） なかなかずばっと答えてくれんようですが、先般委員会で聞いた。これ、何月議会やったか知らんのやけど、不動産鑑定料というんが予算に上がってまして、それをどこのを鑑定するのと聞いたときに、役場北側の砂利の駐車場やと、こう言うたもんで、ああ、松前町が買うんかなということで、そのときの鑑定代が大方50万円ですよね、49万9,000円か、これ。これ鑑定料入れて、どうして、鑑定金額はどのぐらいかどうかというんもまだなかなか言うてくれんのやけど、鑑定金額が幾らで、どれぐらいの交渉をされたんかというところはちょっとお聞かせ願いたいんですけどね。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 今御指摘のように、昨年12月補正で鑑定料を組ませていただきました。金額の交渉を行っていく上で、実際に鑑定評価ということでどういった金額になるのかというのは、交渉の中でも必要というふうに考えたものでございます。実際に鑑定評価額が上がってきたのでございますが、これが坪でいいますと約12万円でございます。

（7番村井慶太郎議員「約12万円」の声あり）

12万円ですね。あれ3筆ございまして、最初に出てきたのがそのうちの1筆でございましたので、その1筆について鑑定評価を行いました。その金額を参考に、町として出せる金額というのをいろいろ内部で検討し、出せる、その金額ではとてもちょっと財政的には難しいという判断をしたのでそれ以下の金額を提示し、向こうとしましてはそれ以上の金額を希望されとるようございまして、交渉に至らなかったものでございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） これ終わったことでぐだぐだ言うてもいかんのやけど、12万円が不動産鑑定士が出した金額で、松前町が出せる金額が幾らなんかと。それと、その地権者の希望があった希望金額というのはどれぐらいなんか、聞かせてもらいたいんですけどね。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） それは、交渉過程のお話でございますので、相手もある話でございます。その具体的な金額については、答弁は差し控えます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） その金額は言えんということなんやけど。ほしたら、不動産鑑定士が12万円というて出した金額を上回る金額を地権者が言うてきたんで、これ交渉決裂ということなんですかね、金額は。そういうことと捉まえてええんですかね。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） こちらの提示した希望価格といいますか、買い取り、出せる金額、負担できる金額というのを提示した段階で、向こうとしましてはもう結構開きがありましたので、解約ということで話が進んでいきました。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 奥歯に物が挟まってなかなか言うてくれんですけど、これ隣接した土地で、ほいで今後もう二度とないような土地なんで、その鑑定士言うんは多分相場ぐらいかなど。それと、僕これ鑑定料もかなりもったいないかな、50万円ほどなんですけど、これ固定資産税ですよ。固定資産税を算出するときに、土地評価額というんが多分ある思うんですよ。それからでも割り出せる思うんですけどね、金額なんかは。これ、不動産鑑定を入れないかんかった理由というんかね、それとか金融機関なんかの評価してもろうたら、多分これお金なんか要らんとするんですけど、何でこれ50万円からのお金出して不動産鑑定してもろて、これ買おうかなというところに、そんな大きな開きの金額、なかなか納得できんのですけどね。これ松前町にとっても、これ最終判断は町長がされたと思うんやけど、松前町にとっても、これ今後かなり、これ駐車場問題はイベントなり、ふだんでももういっぱい、役場の前の歩道なんか置いたり、それで駐車場の横ですかね、道路上にも置いたりしよんで、駐車場はかなり困る思うんですけど、金額が高いけん買えんかったとか。そんなに、これ12万円ぐらいなら、結構これ億超えるんですかね。これぐらいの値段でどうにか交渉できとったと思うんやけど、億も超えんのやけど、1億円超えるじゃの言よったんやけど、これ何でこの不動産鑑定をされたか、ちょっとそこらをお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 先ほども申し上げましたとおりでございます、土地の交渉をする上で実際にどういった価格なのか、今おっしゃられましたように税のほうとか、また銀行でも教えていただくというようなこともあるようでございますが、基本的には買取、手に入れたいという意思を持って最初は臨んだわけでございます、その根拠となる不動産鑑定の数値は手持ちで持つておく必要があるというふうに判断いたしました。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 正確な金額が欲しいということで鑑定入れて正確な金額が出たのに、かなりの開きがあったというんは、それはどういう理由ですかね。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 財政的な状況という判断をいたしました。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 財政的な事情というんもわかるんですけど、これちょっと私もなかなか、いろいろ調べさせてもらたんやけど、大体不動産、松山市の不動産、ちょっとお話、二、三軒聞かせてもらおうと、鑑定士が、鑑定士価格の大体相場というんは1.2倍から1.5倍ぐらいが大体相場じゃというて不動産屋言っていましたよ。ほれで、その相場はそれぐらいなんやろうけど、これ金子課長が言うたもんやけど、この松前町の財政を考えたら、これの大方半分ぐらいの金額を地権者に提示しとんですよ。提示しとんですよ。しとるでしょう。この鑑定の半額、半額というんはこの金額、半額の金額の提示と言うんは何をもってそんな半額、それと財政的な事情、こう言うんなら鑑定士なんか入れんでええんやないですか。うちはこれだけしかないけんこれだけで売ってもらえませんかというんを地権者に直談判行ったらどうやったんですか。わざわざ鑑定までして、ほんで鑑定代が出た。ほんで鑑定代の約半額の金額を提示して、これなら買わせてもらいますというように交渉しとんでしょう。誰が売ります、言うたら役場の北の駐車場ですよ。かなり立地条件もえんやけど6万円、農地やないんですから。そこらは課長、どんなですか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 今総務課長が答えましたように、我々は総合的に考えて、駐車場でございますので、それは確かにたくさんあったほうがいいですよ。しかし、あそこ以外に駐車場はないかという、松前町の役場は、ほかの似たような市町から比べてもかなりのスペースがあるんです。ですから、当面町が関する通常的なスペースとしては、そんなに無理をして、財政が厳しいのに無理をして買う必要はないだろうという結論になったんです。ですから、交渉過程のことについては、相手もありますし、交渉事でございますので、小まいことは申し上げませんが、全体的に判断をして、今回は諦めざるを得ないという結論になったわけです。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 財政的に困難なんで諦めたと、ほんで町長言われましたけど相手があるんで。これ僕、相手方のことを思うて、今まで役場に隣接する土地を役場に貸しとったんですよ。これを売ったんですよ。役場が買うてくれりゃえんやと。ほいで、役場さんには協力したいんじやと。町には協力したいんじやというように、じ

やけど余りにも金額が離れ過ぎ。6万円、提示されたんが6万円やと。ほたら、金額はわからんけど、周りの人に言われるんやと、おたくはええなあ、高い値で売れて、役場より民間のほうが高いんじゃけん、高いところへ売れてよかったなど、こういうようなことで、僕は相手方のこと思うて言うんですよ。それも広報に大々的に載つとるでしょう、10月1日から使えませんじゃのというて。ほな、その地権者知つとる人は皆言う、あんたともうけたなど、役場より高いところに売れたんやなど、こんなこと言われるんやと。あれ所有者も個人情報につながるんかどうかわかりませんけどね。町長、相手方のことも考えてますか。あっこ6万円。もし、自分の土地なら6万円で売りますか。町長、お聞かせ願いたいんですけどね。

(町長白石勝也「それは私は直接入ってないから話を聞いておりませんでそれはわかりません。相手の方がどう言おうと村井議員だけで、私どもが直接聞いたわけではありません。それについては答えれない」の声あり)

○議長(三好勝利) 町長さん、興奮をしないで。

村井議員。

○7番(村井慶太郎議員) 直接聞いてないけん知らんと。かわいそうに、地権者、僕は名誉挽回のために、これ今回一般質問させてもらうんやけど、かなりの経緯も聞いてますよ、これ。言うてええかどうかわからんのやけど。これは余りにも町の体制としては、かなりひどい。もう僕は、末期状態や思いますよ。鑑定12万円出たもんが6万円で、地権者泣きますよ。それも売りたいんかどうか知らんけど、先祖代々受け継いできたもんを売るには、かなりの決断が要ると思うんやけど、それを二束三文みたいな金額を提示するというんは、ちょっと町行政としていかがかなと。今後こういうような話があつたら、もっと議会なり、町長の話聞いてないんやけど、最終判断は町長されるんで、課長、町長にも打診するなり何かせんと、これ何かもう、これ僕が思うんは、こういうふうなことをされたんで、これ松前町の一生ということないけど、今後ずっとこれ駐車場問題抱えていくんかなということ、これ終わった話で、これはこれとして置いときます。

じゃあ、町道について。

北伊予自由通路についてですけど、これは私の認識ですけど、6月に予算が議員提出で一部修正案ということで、言うたら全員一致をもってその修正案を可決したということは、全員一致で否決したんじゃということで、議運としたら否決というんはちょっといかんけん、そうむげに否決というんじゃないんで、この特別委員会を立ち上げて、その調査なり何なりして答え出さんかいということで、何かこの特別委員会を否決ありきの委員会みたいな、ちょっと勘違いされとる議員さんもおられるようなんですけど、予算を否決したんでむげに否決したんじゃいかんがというんで特別委員会を立ち上げた思うんですけど

ど。それで、部長もこれ、愛媛新聞なんかには、立ち上がったからには、特別委員会が立ち上がったら資料なんかも出しますよ。だけど、なかなか資料も出してくれん。すったもんだの末に出してくれる。これ否決委員会じゃないんで、賛成委員会じゃ思うんやけどね。むげに否決したらいかんけん、特別委員会を立ち上げて、もう一遍考え直そやないかというんが特別委員会の立ち位置や思うんやけどね、ここらはどういうふうな認識されとりますか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） これは、議員の皆さんがつくった委員会でございますので、私どもがそれに対してとやかく言うべきものでは私はないというふうに考えていますよ。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） それならそれとして、ある一定委員会でも町長言われたんやけど、線路をまたぐとは思ってなかったというような答弁があったんですけど、線路またがずに駅舎から駅舎まで、駅舎の外というんか、通路というんができると思いますか、町長。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 線路、線路をまたがないで跨線橋つくと私が申し上げたんですか。

（7番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

そんなばかなことないですわ。もしそんなこと言うんだったら、聞き間違いか、私の言い間違いとか。跨線橋をつくるのに線路をまたがないでつくるということはあり得ないと思いますよ。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 委員会の答弁が、新聞紙上にも、これ大きく載ってますよ、町長。線路をまたぐとは思ってなかったと。ということは、言うた覚えがないというのなら、僕は線路をまたがないというんは、これ24年ですかね、これ県とJRが6年ほど交渉してやっとできた図面ですよ。跨線橋を利用して継ぎ足し。継ぎ足しなら、線路をまたがんですよ。今跨線橋は線路またいだるもので、それに継ぎ足したら線路をまたがずに終わるんですよ。ほいで、僕はこのことを捉まえて言うたんかなと、町長の答弁聞かせてもろて。線路をまたがないというんは、前のJRと県がこれ設計したような図面で跨線橋の継ぎ足し、これをもって言うたんかなと今思うてお聞きしたんですけど、私言うた覚えがないということなんで、なかなか前向いて進めんですけどね。

じゃあ、質問を変えまして、この自由通路ですよ、周辺整備ともども、近隣の各部落、2部落が委員会を立ち上げて何人かの名前書いて、これが部落の総意やということで、行政もそういうふうにとってこれをやろうと。で、県やJRがせつかく6年かけて築

き上げてきた計画も、やや、もう町が新しいにするんじゃないけん、もう県のそんなんは構わんのやと、町が新設しますよと。ほな県は、ほたら今までやってきたJRとの話はもうどうするんですかつたら、いや、松前町は独自で新設にしますからということで、ほたら県は補助金を出しましょうということで手を引いたような形なんですけどね。

その部落のそういう委員会が立ち上がって、総意とそれを捉えるんであったら、今西古泉筒井線も、前は水路の設置を要望しとったと。ほな、これが今回の設計では水路はしませんよということなんやけど、じゃあ西古泉の区長さんなり何なり、委員会立ち上げて水路つくってくれという要望が出たら、総意と捉えて水路はつくってくれるんですか。ちょっとそこをお聞かせ願いたいんですけどね。

○議長（三好勝利） 村井議員、暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き再開いたします。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） じゃあ、質問変えて。質問変えて質問しますんで、ずばっと答えてくださいや。お願いしますよ。

じゃあ、西古泉筒井線、これについてお伺いしますよ。

以前、水路の、以前は道路の計画はしたけど、水路がないけん水路つけないかんと言うたら、水路の設計まで500万円ぐらいやったかな、500万円出して水路設計した。にもかかわらず、今回の西古泉筒井線の道路設計には水路がないと。ほで、松前町はこれ水害、永遠の課題なんやけんね。地域住民の安心・安全を考えると、それはここ五、六年は大雨も降ってないですよ。そやからいうたら、喉元過ぎればじゃないけど、都市部みたいなゲリラ豪雨的なもんがここらにも来ると、もうこれ物すごい被害こうむると思うんですよね。防災面からいうても、水路の一つは要と思うんですけど、この水路の設置、今後どういうふうを考えていくか、そこをお聞かせ願いたいんですけどね。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 水路の設置につきましては、せんだってから申し上げておりますように、ルート変更に伴い、今回の事業には取り組んでおりませんが、これにつきましては新たなルートに合わせて水路を設置いたしますと、用水管理であったり放流先の排水の確保ができないということで、地域へ説明いたしまして、地域のほうもそれだったら仕方ないということで了解をいただきましたので、今回の事業の中では取り組んでおりません。

その浸水につきましては、この事業とは切り離して、別の浸水対策事業として取り組んでいくという考えでおります。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） じゃあ、地域の人にもそれはお話しして了解は得とることによって認識しとって構わんですかね。

（産業建設部長伊賀上 晃「地域では、もう2回説明いたしまして、その中で御説明し、理解はいただきました」の声あり）

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長、挙手をしてから。議長の許可を得てから。あら、あんたおかしいんじゃない、さっきから町長と2人は勝手にしゃべりよるが。

（産業建設部長伊賀上 晃「はい、済みません」の声あり）

余り議会を軽視しとんじゃないんか。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 水路については、また今後そういうふうなことで防災面からもやっていくというようなことで、ちょっとお伺いした。

あと、またほかの同僚議員も言われとるように、防災道路と位置づけしたらならば、フィッタの交差点までじゃなくって、やっぱし公園までを含めた一体的な計画で、それは工事が1期、2期と分かれるのは構わんのやけど、公園までを含めた一体化した計画でその事業も見直しして、今は設計代も払ろうとんやけど、追加で設計して、こういうふうなことになるというようなことで、図面も今から描いて同時進行やりますよというような形でやってもらうと町民も安心するし、それでもし災害があったときに、そのフィッタまでしか行けんというようなことやったら、自衛隊なんか大きい車や何か来たときに、全然その機能を果たさんのですよね。そらあ大きな金額かけてその道路つくるんもいいですけど、もうつんぼ道じゃ、これ全く何の意味も、災害道路ということなんやけど、防災道路ということないですけど、その防災の意味なさんのですけどね。この一体化の計画、どういふふうにご考慮されるのか、お聞きしたいんですけど。

○議長（三好勝利） 産業建設、伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） この一体化につきましては、せんだってからお答えしておりますように、もう今村井議員も言っていただきましたように、フィッタ前の交差点が第1工区、それからフィッタ前の交差点から松前公園までが第2工区として計画しております。現在交付金をいただいておりますのは、思い通りからフィッタ前の交差点でございますので、それについての設計費用であったり工事費用につきましては、交付金の対象となります。残りフィッタ前の交差点から松前公園までにつきましては、次回工事として国の採択をいただけますと、同様に交付金の対象になり、財源的にも有利でございますので、それは先ほども町長が申しましたようにある程度めどがついた段階で、次の形に移っていくという形をとっていきたいということで、事業としてはあくまで思い通りから松前公園までの取り組みでございます。

○議長（三好勝利） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） それでは、最後になろうかと思うんですが、もう一点だけ聞きたいんですが、第1工区の工期ですよね、と第2工区の工期、完成、もう全体ができ上がるまで、どれぐらい見込んでどういうふうな計画立てとんですかね。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 第1工区につきましては、現在国体までをめどにしておりますので、大体平成29年ないし30年ぐらいをめどにしてしております。そこまで完成いたしますと、残り、松前公園までの区間としては非常に短い区間でございますので、2年程度ないし3年程度で終わると思っております。

（7番村井慶太郎議員「はい、議長」の声あり）

○議長（三好勝利） 今、ちょっと村井議員待つて。

今の答弁、国体までというて、国体は29年でしょう。30年というて、何年1年延びるんか。曖昧な答弁をせんように。国体までに第1工区を仕上げると言うて言うたんでしょ。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 工期ですけど、補助金の関係もあってなかなか急速には進まんとするんですけど、防災道路として位置づけたということは、一日でも早く完成させてほしいなという町民からの要望でもありますし、私の要望等、申します。

それで、最後になりますが、放課後児童クラブですよね。待機児童がおるということはほかの自治体も物すごく力入れて取り組んどんで、事業向けの条例や法律じゃなくって、実際に本町で一番のニーズがあるのは待機児童ゼロにせないかんということで、福祉の放課後児童クラブについても新年度からどうにか受け入れができるようにしてほしいなというところで。

役場北駐車場については質問を差し控えさせてもらいますが、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（三好勝利） 村井議員の一般質問を終わります。

6番藤岡緑議員。

○6番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました6番藤岡緑でございます。

それでは、早速私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、深夜の救急救命ということで、コンビニにAED設置で深夜の急患にも対応できる対策をお伺いします。

心臓が突然とまったときに使う自動体外式除細動器、AEDですが、それは一般市民が使えるようになってもう10年が過ぎます。ただ、実際になったときに、このAEDが使用

される機会がまだ少なく、今も年間7万人以上の方が突然死で亡くなっています。

そこで、町内の救急救命体制、特に心停止に対するものですが、それについてお尋ねします。

学校や体育館など公共施設や病院、福祉施設などにもAEDが設置されるようになり、突然の事故や病気などから救命率が上がって、住民の安心・安全につながっているようです。それは、AEDが心臓の拍動を再開させる電気ショックで一般住民でも蘇生を可能にし、音声でその使い方を教えてくれて、心臓マッサージと同時並行に使用すれば、かなり救命率を上げるすぐれたものであるということだからだと思います。

現在は、町内の公共、商業施設など85カ所に設置されているようですが、いざというときに設置場所がわからなかったり、夜間や休日に建物が施錠されていたりして、ましてや深夜にこういう状況が起こった場合、中にあるAEDをとることができず使用できないということになれば、その備えは万全と言えるでしょうか。

そこで、街頭での急患や負傷者の救命に備え、24時間営業のコンビニエンスストアにAEDの設置を進める自治体もふえてきているようです。既存の設置場所は、休館中や閉店中には立ち入れないことが多く、休日、夜間への対応が課題だったため、このような施策が打ち出されたようです。

町内にも、最近コンビニがふえ、生活利便性が向上していますが、救急救命への協力もお願いできる店がふえれば、さらに住民の安心・安全につながっていくのではないのでしょうか。町の考えをお聞きしたいと思います。

次に、青少年の健全育成ということなのですが、関係機関との連携が問題の深刻化を防ぐ鍵になるのではというタイトルで、社会環境の変化により青少年を取り巻く家庭、学校、地域において、従来では考えられないような問題や事件が起きています。青少年に至る前の幼児期や家庭環境などがその後の健全育成につながっていく場合が多く、自治体においてもその施策が福祉や社会教育などと横断的な視野に立って立案されなければ効果も薄く、また他の関係機関との連携がさらに必要になってくると考えられます。

先日の近隣の自治体における青少年に関する不幸な事件も、その経緯や原因などを検証していくと、多くの点でそれぞれの機関が別々に動き、市民からの通報も住宅通報部に入っているも福祉部門には伝わっていなかったりなど、情報共有、連携という部分で課題が残ったと聞いています。結局被害者を助け出すことができず、最悪の結果につながってしまったことは大変残念なことです。まさに縦割り行政の典型的な結果と言わざるを得ません。ただ、その後の対応は早く、庁内連携プロジェクト会議を設置する準備に入り、各課の連携強化や職員の危機管理プロジェクトのマニュアルを作成されたようです。

このようなことから、学ぶべきことは、青少年健全育成に立ちはだかるいろんな問題、例えば家出とか不登校、薬物使用、万引き、家庭内暴力、虐待など、そういったものが複

雑で深刻な問題をはらんでいるということを知って、庁内各課及び警察や児童相談所など関係機関とのスムーズな情報交換、連携のできる対策を事件が起きる前に検討しておくべきではないかということです。今後、町としてどのように取り組んでいかれるのか、考えをお聞きしたいと思います。

3つ目の質問です。豪雨防災対策としてです。

町内には山がないため、土砂災害は考えにくいのですが、最近のように地球温暖化の影響で想像を超える猛烈な雨量をもたらす大雨あるいは雷雨、そういったものは河川の氾濫、川岸の決壊などを引き起こします。その結果、道路の冠水、床上浸水など、重大な災害をもたらす可能性が十分考えられるようになってきました。

過去40年間に、1時間の降水量が50ミリ以上や100ミリ以上というような、非常に激しい雨の年間発生回数が明らかに増加傾向で、環境省の発表によれば、将来的にもこの傾向は続き、年間被害額も億単位でふえ続けるとのことでした。

先日の広島のように、夜中の大雨の中、防災無線による避難の呼びかけなど、雷雨の音にかき消され機能しなかったことや、ハザードマップで十分にその地域の地盤の脆弱性や土砂災害の危険性などが住民に伝わっていなかったことなど、反省点としてクローズアップされています。このように多くの犠牲者を出す前に対策が打たれていたらと悔やまれるところでもあります。

そのため、町としても再度避難の方法、タイミング、住民への伝達方法などの検証、またハザードマップの更新など、最近のような猛烈な大雨、それによる洪水などに対する防災、減災対策を見直す必要があるように思いますが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

以上、最初の質問とします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） まず、私のほうからは、豪雨の防災対策についてお答えをいたします。

8月20日に広島市で発生した土砂災害では、過去にも同じ場所で土砂災害が発生し、危険箇所であることが認識されていたにもかかわらず、雨量分析の誤りと避難勧告のおくれなど対応が後手に回ったことから、大きな被害が発生をいたしました。

また、激しい雷雨や土石流で、防災行政無線の音がかき消され、住民への情報伝達がおくれたことも、被害拡大の一因と考えられております。

本町では、土砂災害による被害は考えにくいですが、水害による被害が想定されます。そのため、平成21年には新たに総合防災マップを作成し、重信川が決壊した場合の浸水シミュレーションや台風での浸水実績をお知らせし、また平成23年には災害時に持ち出しで

きるよう避難情報をコンパクトにまとめた防災カードを作成して、自分の住んでいる地域の状況を把握し避難行動に役立てていただけるよう、それぞれ全戸へ配布をいたしました。

また、今年度は、水害等で迅速な初動活動がとれるように体制を見直し、新たに水防準備態勢を策定し、先般の台風11号では早目早目の対策が実施できました。

次に、避難情報の発表基準につきましては、平成24年に重信川の氾濫等に対する避難判断基準マニュアルを定め、運用をいたしております。避難情報の伝達につきましては、防災行政無線や広報車で呼びかけのほか、携帯電話やスマートフォンの緊急速報メールの配信やテレビやラジオへ本庁の災害情報を一括配信するシステムを活用するなど、さまざまな伝達手段を使って住民への情報伝達を行うことといたしております。大雨などによる災害が予想される場合には、早目の情報発信を繰り返して、迅速で確実な住民への情報提供を実施したいと考えております。

これら避難判断基準の運用や伝達方法については、災害時における的確な判断や効率的な情報提供を目指し、図上演習や防災訓練などを通して検証しています。そして、より効果的な運用ができるよう、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

他の質問につきましては、それぞれ担当部長、課長よりお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 青少年の健全育成についてお答えいたします。

当町の青少年にかかわる所管は、福祉課、社会教育課、学校教育課など多岐にわたっております。福祉課では、児童虐待や配偶者からの暴力などがあつた場合、必要に応じて関係する保育所、幼稚園、小・中学校、児童相談所、警察署、子育て支援センター、保健センターなどと連携して対応しております。

また、社会教育課では青少年補導センターがあり、非行防止、不審者情報の共有などの対応をしており、各小・中学校、高校や警察署などのほか、地区の補導委員と情報の共有を図り、地域での活動に活用しております。

学校教育課においては、不登校や長期欠席の児童・生徒の対応を学校の生徒指導教諭を中心として行っており、必要に応じて児童相談所との連携を図っております。

今後は、子供を取り巻く家庭の状況も多様化し、それぞれの所管では対応し切れないケースもふえてくることが見込まれることから、日ごろから所管にとらわれない連携体制の構築と職員の意識向上を図り、通報や相談等があつたときは必要に応じて情報の共有や協力、連携を行い、適切な対応がとれるよう努めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 私のほうからは、深夜の救急救命についてお答えをいたしま

す。

AEDは、不整脈等により心肺停止状態となったときに、医療者がいなくても速やかに除細動を除く医療器具でございます。町として現在学校や公民館等の公共施設、26カ所に設置しておりますが、町内にはそのほかにも医院や商業施設等に設置されている状況にあります。

ただ、AEDは、あくまで心臓マッサージと人工呼吸による心肺蘇生法の補助機器でございます。一刻を争う緊急時の場合は、迅速な119番通報と心肺蘇生法を行うことが最も重要と考えております。

コンビニエンスストアに設置することによりまして、365日24時間、休日や夜間にも使用可能となり、町民による心肺蘇生の機会の拡大につながるものというふうには考えます。

しかし、コンビニエンスストアへの設置につきましては、導入経費及びメンテナンス費用が経常的に必要になること、機器導入後の日常点検や適切な管理といったことのルールづくりが必要になること、また従業員、アルバイト等への役割がどうあるべきか等々の問題が考えられます。

当面は、心臓マッサージ等の心肺蘇生法や的確な救急通報の啓発を行うことを第一に考え、コンビニへの導入につきましては先進地事例の情報収集を行い、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） それぞれの質問に対して答えていただいたと思いますが、再度少し中身についてお聞きしたいことがございます。

まず、青少年の件で、各課各部の連携システムについて今考えているということなんです。私は、この事件の背景にある通報がかなりのところで多かった。ところが、それがばらばらになっていて、結局情報管理というか情報共有がうまくできていなかったために、せっかくあれだけの時間なりいろんな周りの情報が入っていたのに、うまく機能しなかったというのがとても残念な感じがします。

松前町の場合は、これとはまた違うんですけども、例えば連携ということにつきましては、例えば健康課と、そして防災のほうで総務課とが連携して要支援、避難名簿ですかね、そういったものを通常から連携してつくっていったりとか、具体的なことをされていると思うんですね。ですから、今高橋部長からその連携をふだんから考えていると言われていると思うんですけど、より具体的なマニュアル的なものは、もう少しこういった場合こうなって、通報がこうなったときにワンストップで対応できる、そういうものであってほしいなという気がするんですが、各部各課の連携ということについては、多分首長として、町長として今後どういうお考えを持っておられるか、そこをちょっとよかった

からお聞きしたいんですが。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 今議員が最後におっしゃったように、お答えするときマニュアルをつくろうかという話が実は出たんですけども、こういったものは、もちろんマニュアルが必要でないことはないんですけども、ある意味じゃ、かなり臨機応変に対応しなきゃいかんと思うんですね。そのマニュアルにあるからといって、その各課担当者がそろってから云々とか、そういうことでなくて、今回のような、おっしゃっているのは伊予市の例だと思うんですけども、一報をキャッチしたときに、やっぱりどう早く的確に判断するかということが一番大事なことであって、それに基づいて各課がまず連携をすると、そういう機敏性といいますか、迅速性といいますか、こういったものをまず担当職員がしっかりと身につけるといいますか、そういった気持ちを常に持つておくところから始めないと、何かマニュアルができちゃうと、あっ、このとおりにやればいいんだなということで、場合によっては後手に回る可能性があるんですね。ですから、どういう形でこういった事例が入ってくるかわかりませんので、単に聞き流したり、自分たちで出したことはないよとかという判断じゃなくて、しっかり受けとめた上で迅速に各課が連携するということで、そういったことができてくりゃ、いろいろといろんなケースが考えられますので、マニュアルをつくることもやぶさかじゃありませんけども、まずやっぱ職員のそういう自分自身の心構えといいますか、その辺から教育指導していくことが一番かなという感じはいたします。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 今町長が言われたように、まさに、私もマニュアルがあるからどうのこうのっていうことではなくて、具体的な施策の一つとしてそういうものもあればということなんで、大事なことは、それを一報受けたときの対応がどれだけ迅速に皆さんに情報共有ができるかということがとても大切なことだと思いますので、どこからその情報が入ってくるかわからないので、この課と、例えば青少年育成やったら福祉と学校教育課、社会教育課が常に大概連携されていると思うんですけど、全然違う町民だとか、違うところから入ってきたときに、さあそれをどういうふうになしていくかというような、その辺の迅速性というか、そういったところが、できればワンストップでできるようなものを構築していただけたらとても町としてはいいんじゃないかなと、私たち住民としても安心してそういったことを通報したりあるいは相談ができるんじゃないかなというふうに考えますので、そのあたりもこれから検討をしていただきたいというふうに考えます。

それから、先ほどコンビニの件でお話をしたら、あくまでもこれは補助機器だから心臓マッサージをしたり、それから119番通報が大事だということが、これはもう最低限私たちもそれはわかっているのですが、これ1分おくれるたびに救命率が下がっていくわけで

すよね。松前町の場合は、119番でばつと言うたときに、通常なんか国の平均で言ったら8分ぐらいということですが、松前町は割とそれが早いんでしょうか。そういったことも含めて、ちょっと関連でお聞きしたいんですけど。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 救急車の到達時間といたしますか、ちょっと資料、申しわけございません、持ち合わせてございませんので正確な時間はわかりませんが、そんなに遜色がない時間帯、面積も広くないといたしますか、狭い地域でございますので、比較的そういった点では迅速にできとるかなという印象は持っております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 通報して、そのスピードが速ければ速いほどAEDを使わなくても、もう救命率が上がると思うんですけども、時間がたったり、あるいは夜間とか、あるいは救急車が全部出払っていて、たまたまそのときになかなか時間がかかったとかというふうなことで、いろんな場合が、ケースが今後ないとは言えないと思うので、コンビニにもしずるとしたらメンテナンスの問題とか日常管理の問題とか、いろいろと越えなければならぬハードルはいろいろあると思うんですけども、多分コンビニさんのほうも、今本当にふえておりますし、そしてまた私がこの話をしたときに、住民の方がこういった例があった、こういった例があったということでいろいろお話を聞きますと、今後はそういったことも考えていかなきゃいけないのかなということで、1つ宝塚市のほうの例がちょっとありましたけども、市内のコンビニが約50カ所あって、協力を得られる店舗から順次配置し、5年計画ぐらいで市内コンビニ全店に整備していくということで、事業費約63万円を14年度予算に取り込み、今年度秋ごろから設置開始の方針だとかということで、少しずつ進んでいっているような感じなので、そういった先進事例をよく研究していただきながら、松前町としても前向きに考えていただけたらというふうに考えます。

そして、先ほどの豪雨防災の話の中身なんですけど、本当に松前町は防災、副町長が言われたように、もう本当に水害による被害とか、そういったものについて総合マップが出され、それからまたそれぞれの手帳式の避難の様式のノートとか、戸別にでもかなり対応はしておられると思うんですけども、今までの例が雨とかそのものでも、本当に大体テレビとか見てたら、80年生きてて今まで経験したことがないという、言うた住民の方が皆さんそういうふうにご覧いただけるんですね。

ですから、もう本当に想定外、予想だにもしないようなことが起こってくるというのがこの異常気象の結果だと思ってしまうんですけども、ですから準備をして準備し過ぎることはない、まさにそういうことなので、そこまで考えなくてもというようなことだと思ってしまうんですけども、そういう想定外のものに対してときに次から次へとそれに対応できる研究をし続けていただきたいし、またこれ一つの考え方なんですけれども、災害時の行政と

か、例えば自主防あるいは地域住民のそれぞれの動きについて避難のタイミングなんかの分で、アメリカのほうから出たタイムラインという考え方なんですけれども、そういったものも導入されてくると、それぞれが非常に動きがわかりやすいんじゃないかなと思ったりするんですが、そのあたりについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議員が御指摘のように、最近非常に異常気象の関係で豪雨の発生確率も高くなっております。そういったことも念頭に、今年度迅速な初動活動を万全にやっていくということで、水防準備態勢というものを策定をいたしました。先般の台風11号では、早目早目の対策が実施できたものと思っております。

今御提案のございましたタイムラインというのは、事前にできることを計画でまとめて、しっかり対応の漏れやおくれがないようにしていこうというものだと理解しております。言われるように、そういったものがきちんと整理できれば、またそれなりの意義があると思いますので、国内でもそういった行動計画、タイムラインの考え方を取り入れた計画というのは、まだこれからだと思いますので、そういった先進事例を十分研究して、本町の災害対応に役立てれるものは積極的に取り入れていきたいと思っております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） ぜひそういう先進事例を見ながら、本町に合うものにいろいろと工夫をしていただいて、そういう流れで進めていただけたらと思っております。

私たちは、住民側としましたら自主防災組織と、その訓練なんかでそういった、この前も、先般私たちのところの地域でも訓練に洪水とか、その避難のことについての地域の、言うたら総合訓練をやってみたんですけれども、その中でいろんな、本当に水位が、私たちの場合は岡田小学校にまず入っても、天井川ですから、結局実際にはあそこにおっちは水が上がってきますので、実際のところ例えば、避難のあれでいえば北伊予地域とか、そういったところが指定になっているんですね。言うたら、伊予高校とか、そっこのほうまで避難していかないといけないんですけれども。さて、そしたらお年寄りとか、そういった方々は実際にそこまで行けるのかどうかって、相当前からやったらできるかもしれないですけど、そういった面とか、実際面等を考えたときに、そうなった場合は緊急の場合は、この前の広島の時でも2階に上がられたりとか、高いところに上がるとか、いろんなことを住民みずからも知っておきたいし、もうやっぱり臨機応変に対応ができるような、そういったものについての防災教育みたいなものを、自主防でもやっていかなきゃいけないなと思うんですけど、私的には自主防も、それぞれの地域、もう24地域全部できているわけですから、そういったところの連合会もできているみたいですので、そのあたりも含めて、自主防に対しても町のほうから呼びかけとか、あるいはこういったものに対する町の考え方とか、そういったものについての話し合いとか、それをまた訓練にも生かし

ていけるようなものを町のほうからも発信していただけたらなと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 本町におきましては、東日本大震災以降、防災対策プロジェクトチームでいろいろ防災対策を立ててまいりました。そして、今までは地域の自主防災組織におきまして、こういった地震とか津波を中心にやってまいりました。最近の事例を見てみますと、大雨、豪雨、そういったものも自主防災組織の中で十分話し合いをしていただく必要があろうかと思えます。現在、国土交通省のほうで重信川の浸水想定シミュレーションを行っていただいておりますので、それちょっとおくれとんですが、またそれができましたら、平成21年に作り直した総合防災マップの見直しなどもやってまいりますので、そういった情報を盛り込んだものがまたできましたら、地域に出向いて豪雨、大雨の対策も含めたいろんな講習ないし訓練もやっていきたいと思えます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） それぞれについて課題もありますけれども、今後伸び代もある部分もたくさんあると思えますので、ぜひそれぞれについて先進事例もありますし、また松前町として住民の安心・安全のために、これからも努力していただきますことをお願いして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（三好勝利） 休憩以前に引き続き一般質問を再開いたします。

9番松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） 9番、公明党の松本一二美でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

けさの愛媛新聞の朝刊1面は、「認知症受診まで9カ月半」の見出しが踊ってました。その理由は、本人の医療機関受診拒否が4割との報道ですが、家族が認めたくないのも理由の一つであります。早期診断で治療可能の場合も多く、重症化に歯どめがかけられることもあります。また、家族の負担軽減にもつながると考えます。認知症関係の町民相談も、年々多くなってきております。議員として一人の声を大事にする信念のもと、今回も質問させていただきます。

初めに、公共施設等総合管理計画の推進について質問をいたします。

昨年6月に閣議決定をしました日本再興戦略に基づき、国は昨年11月、インフラ長寿命化基本計画を取りまとめました。今後、当町においても公共施設等総合管理計画の策定が

必要と考えます。過去に建設された公共施設などが、これから大量に更新時期を迎えてまいります。経済状況、人口の変化、少子・高齢化、また利用需要の変化などから、施設全体の最適化を図る必要があります。管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測され、修繕、改修、処分、統廃合などの計画の立案ができます。また、予防保全による施設の長寿命化を図ることで、将来的な財政負担の軽減にもつながると考えます。

そこで、当町の公共施設等総合管理計画の取り組みの現状をお伺いいたします。松前町の現状と課題についての認識をお伺いいたします。具体的には、建築物、施設の棟数、インフラ設備、これは道路、橋梁、下水道、公園などですが、またそのうち公共施設で築30年以上経過したものに関してお伺いをいたします。

あわせて、アセットマネジメントの導入の見解もお伺いいたします。

このアセットマネジメントと申しますのは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みのことを言います。

9月1日に当町を拠点としました県の防災訓練が実施されましたが、その中で多様な訓練に触れながら、町全体で取り組む防災対策の必要性を改めて考えさせられました。近いうちに発生が予想される南海トラフの大震災の被害ですが、当町においては浸水被害以上に倒壊による被害が心配であります。例えば子供たちの命を預かっている公共施設の中では、現在学校の耐震化は着々と進んでいますが、おくられているのが保育所です。町営保育所の半数以上で老朽化が進んでいます。

今議会の補正予算で一部耐震化診断の予算が計上されていますが、それも踏まえまして統廃合の進展状況と、二名、白鶴保育所に関しての今後の取り組みをお伺いいたします。また、今後の見解も、あわせてお伺いをいたします。

2番目といたしまして、不妊症、不育症への支援について質問をいたします。

厚生労働省は、ことし6月、平成25年の人口動態統計月報年計を発表いたしました。それによりますと、出生数は102万9,800人で、前年の103万7,231人から7,431人減少しています。平成23年からは3年連続で減少し、過去出生数は最少となっています。合計特殊出生率は、前年より0.02ポイント増の1.43となり、微増ではありますが、少子化に歯どめがかかりつつあることを喜ばしく思っております。第1出生児、これより初産と申しますが、そのお母さんの平均年齢は上昇傾向にあり、平成25年は30.4歳になっているそうです。

近年、不妊、不育がふえています。その背景には女性の社会進出や晩婚化の影響によります高齢出産の増加によるもの指摘があります。日本では、不妊の定義について、結婚

後2年たっても妊娠しない状態としています。日本には不妊症で悩んでいる夫婦は10組に1組、10%近くおられます。不妊の原因は、女性、男性ともに40%で、夫婦両方に原因がある場合は15%近くあると言われていています。

先日も町内の方から不妊治療についての相談がありました。不妊症とわかった瞬間に、いろいろなことを考えて悩む方がほとんどですし、不妊症で悩む夫婦の割合は年々増加しています。悩みの大きな要因は、不妊症治療にかかる費用です。最近では治療技術の向上で、不妊治療による出生数もふえてはいますが、不妊治療は薬物療法や卵管形成術など一般的な不妊治療と人工受精や体外受精といった生殖補助医療に分けられ、生殖補助医療は保険が適用になりません。中でも体外受精は、1回当たり平均30万円、顕微授精は40万円程度の費用がかかり、数回は試みないと妊娠に至らないケースが多く、大きな経済的負担となっています。

一方の不妊症とは、妊娠するものの流産や死産を繰り返す疾患です。流産の確率は年齢とともに上がるために、晩婚や晩産化が進んでいる現状からすると、深刻な問題です。また、不妊症は、珍しい疾患ではありませんが、なかなか妊娠しない、不妊症に比べて認知度が低く、これまで患者数や治療成果などの実態は不明でした。

公明党は、2009年11月、不妊症についての国会質問を行い、調査研究を促すとともに公費による助成を求めた結果、昨年6月に厚生労働省研究班の専門医による調査報告が示されました。それによりますと、40%の女性が生涯に流産を経験し、流産を繰り返す不妊症も16人に1人の割合でいることが明らかになり、不妊症患者は140万人と推計され、年間約3万人が発症していると考えられると分析しています。

残念なことに、不妊症の認知度が低いため、専門医の適切な治療を受けることで出産できることを知らず、流産を繰り返してしまい、精神的に追い詰められる人が多くおられます。不妊症、不妊症は、長期的な治療を余儀なくされるため精神的負担が大きい上、経済的負担が大きく、治療を断念するケースも多いと伺っています。安心して子供を産み育てられる取り組みは必要です。特に不妊症、不妊症に悩む方々の経済的負担の支援や相談体制の整備は重要と考えます。

そこで、お伺いいたします。3点ありますが、1点目に、不妊症、不妊症への支援の現状をお聞かせください。

2点目として、不妊症、不妊症に関する相談体制の現状をお聞かせください。

3点目として、不妊症、不妊症の治療費に対する助成をしてはどうかと考えます。当町としての考えをお聞かせください。

大きな3番目として、地域包括ケアシステムの構築について質問をいたします。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在約3,000万人を超えており、国民の4人に1人、2042年には約3,900万人のピークを迎

え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代、約800万人おられますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年以降は国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

国は、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供の体制の構築を推進しています。

包括ケアシステムは、保険者である町などが地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げることになっています。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるために地域包括ケアシステムの構築が重要となります。当町におきましても、今地域包括ケアシステム構築の実現が緊急課題であります。

本年6月には、医療介護総合確保推進法が成立しました。この法によって、医療法、介護保険法などの関連法が改正され、医療と介護の壁を取り去り、一人一人の自立を支える一体的で切れ目のない効率的、効果的な職種連携の生活支援サービスの提供が可能となりました。今後、具体的な取り組みの推進が重要となっています。

そこで、包括ケアシステムに関して何点かお伺いをいたします。

1点目、2025年を見据えた当町の実態調査、ニーズ調査についてですが、日常生活圏域におけるニーズ調査が実施され、分析されているのか。

2025年の認知症高齢者の推計はどのようになると予想するか。

生活習慣病の患者数の推移はどのように見込まれるか。

高齢者世帯、独居世帯の実態の現状と将来推計はどのように見込むのか。

介護需要をどのように予測しているのか、お伺いいたします。

2点目として、介護保険事業計画についてお伺いいたします。

第5期までの介護保険事業計画の総括はどうなるのか。

1号被保険者の保険料は、他市町と比較してどうなっているのか。

第6期介護保険事業計画の策定作業においては、3年間の見通しに加え、2025年までの中・長期的なサービス料や保険料水準を推計すべきではないのか、お伺いをいたします。

3点目として、介護サービスについてお伺いします。

定期巡回・随時対応型訪問介護、看護複合型サービス、小規模多機能居宅介護サービス、訪問看護など、在宅介護を支える介護サービスの整備状況はどうなっていますか。また、今後どうするのかをお伺いいたします。

4点目として、地域包括支援センターについて、人員強化、基幹型の配置など、地域包括支援センターの機能強化はどうするのか。また、町として人材確保の考えをお伺いいた

します。

以上、多岐にわたりますが、答弁をお願いいたします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

栗田副町長。

○副町長（栗田哲志） 私のほうからは、安心・安全対策についてお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画については、平成26年4月に、地方自治体が所有する全ての公共施設を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画を策定するように総務省から要請があり、その指針が公表されました。

この総合管理計画は、平成28年度までに策定することを要請されており、現在は策定等について情報収集を行っている段階であります。

総合管理計画の策定は、施設の管理にとどまらず、今後のまちづくりの方向性について長期的に検討を行う必要があるため、全庁的な推進体制を確立した上で、平成27年度から実施したいと考えております。

総合管理計画は、建物のみではなく、道路や公共下水道、水道など全ての公共施設を対象としておりますが、財産管理については所属部署がそれぞれ財産台帳を作成しております。こうした公共施設等の情報は、統一的な考え方にに基づき、全庁的に共有されておられません。そのことから、30年以上経過したものなど、施設の老朽化の度合いなどについては、計画を策定し、施設の現状を把握していく中で明らかにしてまいります。

次に、アセットマネジメントについては、長期的かつ経営的な視点で公共施設を管理、運用、処分する取り組みで、将来的な施設の老朽度合いや発生する維持管理費用を予測し、その予測に立って計画的に施設の修繕、改修、処分、統廃合を行うものであります。今回策定する総合管理計画は、アセットマネジメントの考え方を取り入れたものであります。

なお、白鶴保育所及び二名保育所につきましては、今回の補正予算において耐震診断の経費を計上しており、予算成立後耐震診断を行い、診断結果に基づき、耐震補強を行うこととしております。

あとの質問につきましては、担当部長、課長がお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 高齢者支援についてお答えいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年、これは平成37年になりますが、この問題を見据え、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的とした地域医療介護総合確保推進法を平成26年6月に施行いたしました。

地域医療介護総合確保推進法では、厚生労働大臣は地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針、総合確保方針を定め、この方針に即して介護保険法の基本指針を定めます。

市町村が策定する介護保険事業計画は、この基本指針に基づいて策定するため、高齢者が重度の要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要と位置づけております。

御質問の1点目の平成37年を見据えた当町の実態調査、ニーズ調査については、高齢者の課題やニーズを把握するための手段として、日常生活圏域ニーズ調査としてアンケートを実施しました。

この調査の結果を分析してみると、第1号被保険者のうち、二次予防事業対象者に該当する方については、運動、口腔、栄養及び虚弱の項目で、栄養以外は全て男性より女性の該当率が高くなっていますが、松前、北伊予、岡田による差は余り見られませんでした。

また、二次予防事業対象者について世帯構成別に見てみますと、ひとり暮らしの方は口腔機能の低下や鬱リスク、虚弱リスクが高くなる傾向にあります。こうしたことから、今後も引き続き、2次予防事業を充実させていきたいと思っております。

次に、平成37年の認知症高齢者の推計については、将来推計人口を実績をもとに算出しますと、平成27年は904人、平成37年は1,201人と、約33%増加する見込みとなっております。

次に、生活習慣病の患者数の推移については、特定健診の結果によりますと、高齢になるにつれ血圧や脂質異常など生活習慣病関連の数値が悪くなっており、高齢化とともに増加していくと見込まれます。

そのため、生活習慣病になる前に、自分の体の状態を知ること、生活習慣病になった後も重症化を防ぐことを目標に、特定健診、保健指導の受診率向上に取り組んでおります。

次に、高齢者世帯の現状と将来推計ですが、当町の平成26年8月末現在の65歳以上の高齢者のみの世帯は3,879世帯、5,667人で、高齢化率は27.5%となっておりますが、平成37年には高齢者のみの世帯は約4,400世帯、約6,500人で、高齢化率は33.2%になると推計しております。

また、独居世帯の現状と将来推計ですが、平成26年8月末現在の住民基本台帳では2,133人が独居となっておりますが、同居していても住民票を別々にしている場合もあり、本当に独居かどうかは不明ですが、地域包括支援センターの独居高齢者福祉ネットワーク事業で把握している見守りが必要な独居高齢者の数は、8月末現在610人です。ま

た、高齢者や独居世帯の現状把握のために、平成24年度に日本郵便株式会社に委託し、高齢者の生活状況確認業務を実施した結果、独居と認められる人の数は583人でしたので、ほぼ同数の数字となり、600人前後の方が見守りが必要な独居高齢者と思われます。これを高齢者人口の推移に照らし合わせてみますと、平成37年には約660人になる見込みです。

このように少子・高齢化や核家族化が進む中、高齢者の占める割合は高くなり、独居高齢者の数は緩やかにふえ続けると推測されます。それに従って、介護需要もふえていくと思われますので、今後ますます医療、介護サービスの充実を図りながら、地域の連携を強化していきたいと思っております。

2点目の第5期介護保険事業計画の総括については、年間の給付費の計画値と実績値を比べてみますと、平成24年度、25年度ともに執行率は90%を超え、ほぼ計画どおりに推移していると思われます。

次に、第5期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料ですが、全国平均が4,972円、愛媛県の平均が5,087円のところ、松前町は4,800円となっております。介護保険が創設された第1期、これは平成12年度になりますが、このときは県下で2番目に高い保険料でしたが、現在の第5期では中予圏域6市町では最低、愛媛県下でも低いほうから見ると5番目となっております。

次に、第6期介護保険事業計画では、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の実績を踏まえながら、今回の法改正後の第6期介護保険事業計画での生活支援サービスの充実や医療と介護の連携等を具体的にどうしていくのか、効果はどういったものなのか、そういったことを考慮しながら、平成32年度及び平成37年度のサービス料及び保険料を推計した上で、平成27年度からの3カ年のサービス料及び保険料を決定いたします。

3点目の介護サービスについては、通い訪問、宿泊を柔軟に組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業所が、町内で初めて平成26年4月に開設しました。

また、平成24年度に新たな介護保険サービスとして創設された24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問看護や通い、訪問、泊まりに看護を組み合わせた複合型サービスについては、新規事業者の参入が低調であるため、今後の動向を見きわめ、検討してまいりたいと思います。

4点目の地域包括支援センターの人員の強化、基幹型の配置など地域包括支援センターの機能強化ですが、地域包括支援センターの職員数については、介護保険法に基づき、保健師2人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人を配置して業務を運営しておりますが、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療、介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、地域包括支援センターの役割に応じた人員体制の強化を図ってま

います。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 私のほうからは、子育て支援についてお答えいたします。

松本議員さんが言われましたように、不妊症や不育症に悩んでいる方が子供を授かり、無事出産するようにしていくことは、少子化、子育て対策にとっても大変重要なことであると思っております。

松前町では、不妊症等に関する相談については、保健センター系の保健師が対応し、ここ数年で数件程度あります。また、愛媛県では、心と体の健康センターに不妊専門相談センターを設置しており、専門医や助産師、保健師など専門家による電話や面談による相談を実施していることから、相談があった方に対して不妊専門相談センターを紹介しております。

また、不妊症に対する治療費助成につきましては、松前町では助成しておりませんが、愛媛県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業があり、1回の不妊治療に対し15万円を限度に助成をしておりますので、県内に住所があればどなたでも対象となります。

ただ、不妊治療には高額な費用がかかり、十分な治療を受けることなく子供を諦めざるを得ない方もおられると思いますので、松前町としても少子化対策の面からも、少しでも上乘せして助成ができるよう前向きに検討していきたいと考えております。

今後も、松前町においては、不妊症の相談者に対しては助成制度の案内はもとより、愛媛県の心と体の健康センターと連携を図りながら、子育て支援に取り組みたいと考えております。

また、流産や死産を繰り返す不育症に対する治療費助成については国の制度もなく、県内においても助成している市町はありませんので、今後は国の助成制度、愛媛県や近隣市町の動向を見ながら対応を考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 再質問をさせていただきます。

順番で、公共施設等の総合管理計画についてです。

当町としても全庁的な推進を図るということで、来年度から28年度までには、その中身もきちんとしてほしいという副町長の答弁かと思っております。なかなか今は部署としては多岐にわたりますので、アセットマネジメント、本当に統括の部署の設定が必要かと考えます。職員の意識改革も必要でしょうし、また本当に早く進めるためには、そういう統括部署の設置について必要と考えますので、その件に関して、初めにどういうふうな、全面的

な推進をされると言われましたが、具体的にはどういう取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○議長（三好勝利） 升田財政課長。

○財政課長（升田年紀） 公共施設等管理計画につきましては、財政課のほうが主管となって対応したいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 例えば、本当に命を守る対策が公共施設の総合管理計画につながるかと思いますが、防災担当部長がするとかっていう感覚ではこれはないんですか。やっぱり課が引き受けて全庁的にするというのでしょうか。

○議長（三好勝利） 升田財政課長。

○財政課長（升田年紀） 今回の公共施設等の管理計画については、防災面も当然入ってくると思うんですけども、公共施設のこれから将来展望を行った上で将来の必要性、そういったものについても検討を加えていくということで、今回の計画策定に当たりましては、財産管理を持っております財政課のほうを中心とするんですけども、こういった施設については全ての部をまたがっております。そういったことから、内容につきましては、取りまとめについては事務局としては財政課のほうやるようになると思うんですけども、当然のことながら施設を管理する全ての部課にまたがりますので、そういったところからも、委員になるかわからないんですけども、部課長の皆さんに協力いただいで策定していきたいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） そしたら、当町としては特別な部署をつくらずに、各課から推薦されたというか、担当職員を出していただいて、全面的な推進はその職員、何人かですということ、それで特別な管理部署をつくらなくてもそのほうがやりやすいのか、また特別な管理部署をつくったほうがやりやすいのかっていうのを、ちょっと考え方が違うかと思うんですけど、特別な管理部署、担当課をつくったほうがいいのかと、私個人では思ったんですが、職員で何人か出していただいての推進で、来年度中に結果が出るということを見込まれておられますか。

○議長（三好勝利） 升田財政課長。

○財政課長（升田年紀） 今回の計画の策定について、一応財政課のほうを中心になってということで、その計画に基づく将来的な管理体制については、これからどうするのかということを検討していきたいというふうに考えております。

また、計画の策定実施年度でありますけれども、27年度中に公共施設の、この今回の計画については施設の設立年度とか、そういった部分だけではなく、その間に行った修繕等の履歴であるとか、そういった部分についても整理しないといけないことになっておりま

すので、そういった洗い出しを27年度中に完了し、28年度中に具体的な計画内容に踏み込んで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 町民の安心・安全のためには、目に見えた計画等々も本当に早期の計画が必要かと思っております。管理計画ができたときには、町民全体にもこういう形ですというような示せれるような計画をぜひ早期に出していただきたいことを要望して、1つ目の安心・安全対策について終わります。

子育て支援の不妊症、不育症への支援について再質問をいたします。

先ほど申しました研究班の中の名古屋大学の教授が言われたんですが、流産をされた方の中には不育症のことを知らない方も多くいると。不育症は聞きなれない病気ですが、決して珍しい病気ではない。不育症の原因は人それぞれですが、適正な検査と治療によって85%の患者が無事に出産までたどり着くことができると言われております。この不育症の治療に対しても、保険適用外の部分が本当に大きいので治療を諦めるという方も多くおられます。この不育症に対して、例えば治療をしたら治りますよというようなそういう認識を、例えば広報とか、そういう保健センターとかで認知していただくための努力という、広報の考えをお伺いをいたします。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 先ほども申しましたように、不育症につきましては国の制度とか愛媛県、近隣市町に特に助成の制度がございません。まだまだわからない部分があるかと思っておりますので、そこら辺の動向を見きわめながら考えていきたいと思っておりますし、そういった広報も前向きな方向で考えていきたいというふうには考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 不妊症に対しては、県に助成があるのは、皆さん悩む方は御存じなところではありますが、さらに一層そういう情報提供もお願いをしたいと思いますし、また町としての前向きに検討をするという答弁をいただきましたので、県の助成はありますが、それではなかなか今の所得から考えて厳しいと言われる悩みを相談される方がたくさんおられることも現状でありますので、しっかり町のほうも何とか助成の上乗せができるように、前向きな検討をお願いをしておきます。

それから、不育症の治療の助成ですが、全国的にはあると私は認識しておりますので、また調べていただいて、全国的なそういう先進事例も踏まえて対応を考えていただければと考えます。

3番目の高齢者支援に移ります。

もう一定の、部長のほうから今回の質問に対しては答弁をいただきました。本当にいろんな角度から町内の高齢者に対して、そういう対象者に対して事前にアンケートも実施

し、その結果を見て当町として37年、2025年にはどうしたいということ、ある程度の計画もあるということで一定の評価をしたいと、私もすごいなと思いながら聞いておりますが、まだまだ本当に、例えば認知症でいうと、なる前と、なってからは重症化が進むと。また、高齢者にしても健康支援、運動とか口腔とか、町内の今後も実施するということが答弁いただきましたが、健康で長生きしていただける体制づくりは、今後ともやっぱり持続が大事であります。それで、当町としても、この包括ケアシステムに関していろんな角度から高齢者対策をしていくべきかと思っております。

一番心配するところは、4番目の町としての人材確保の部分であります。もう優秀な職員がたくさんおられますが、こういう多岐面にわたって今後ふえ続ける高齢者支援の対応に関しては、もっともっと人材確保が必要ですし、また行き詰まってから人材を求めるとするのはなかなか難しい部分がたくさんありますので、打つ手は早いほうが町としても支援の進展が望めるかと思っておりますが、この人材確保に関してですが、ふえ続ける高齢者、また支援が必要な高齢者に対して、今年度はあれですけど来年から募集というか、そういう補充というか、重厚な体制で臨むという考えがあるのかないのかをお伺いをいたします。

○議長（三好勝利） 高橋保健部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 先ほどの答弁でもお答えしましたように、今後いろいろな業務がふえてまいります。それに従って人材等は確保したいというふうに思っておりますので、来年度当初からすぐにふやしていくというようなことではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 一定の委員会等々でも、町の職員等でやるべきことはやるということで、すばらしい答弁もいただいた要援護者対策の名簿づくりとかっていう、本当にやる気があるなということで感心しておりますが、今職員は、本当に優秀な職員は、何回も言いますが、やる気があって本当に一生懸命されておられます。ぜひ負担が余りかからないように、また町民の方が安心して暮らせるように配慮をお願いをしたいと思っております。

もう本当に締めになります。安心して暮らせる地域、松前町、また松前町に本当に住んでよかったと言っていたように、もうしっかり取り組みをしていきたいと思っておりますし、私も全力で頑張っていきたいと決意しておりますので、今後ともよろしくと申し上げまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 松本一二美議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（三好勝利） 休憩以前に引き続き一般質問を再開します。

3番加藤博徳議員。

○3番（加藤博徳議員） 議長より許可をいただきましたので、3番加藤博徳が通告書に沿って一般質問をしたいと思っております。

J R 予讃線の松山駅と伊予市駅の間が明治30年に開通して、ことしで84年になります。このたび、J R 松山駅を中心とした約2.4キロメートルの区間を高架化することによって、松山側では既存の8カ所の踏切を取り除き、J R 松山駅を中心として東西市街地の分断や交通渋滞の解消を図る計画が実施されております。そのため、J R 松山駅構内にあるJ R 貨物車両基地の移転が必要であり、その移転先が松前町の鶴吉地区になっています。質問の内容については、6月議会でも質問いたしましたし、また特別委員会で調査中のものもありますが、関連したところで質問をさせていただきます。

まず初めに、J R 松山駅貨物・車両基地移転に伴い実施されました環境アセスメントについてお尋ねをいたします。

愛媛県では、J R 松山駅の貨物・車両基地が松前町の鶴吉地区へ移転するに伴い、北伊予地区では1日の車両通過数が、平成18年3月時点の調査での報告ではありますが、99本から162本、63本増加し、うち回送電車が59本、貨物列車が4本増加する想定になっています。そのことによる北伊予駅及び貨物・車両基地周辺での地域生活、騒音、振動、生物多様性、水質、大気など17項目に分けて調査して評価し、その結果を平成19年11月に環境影響評価書として作成され、全部で729ページに及ぶ形で発表し、ホームページなどで公開しています。

資料数は多岐にわたり表記しており、一目見ただけでは中身はわかりません。関係地域には、事前にその影響評価書を説明する必要があると文面の中にありますが、松前町の場合、いっどこで誰が誰を対象にどのような形で説明会を実施したのか、お尋ねいたします。

J R 貨物基地・車両基地移転に伴う関連事業のときに、迷惑施設が来る見返り事業との説明がありますが、迷惑はどのようなものを迷惑としていますか。環境影響評価書の中で松前町に関する迷惑項目を、数値でお示してください。

また、その迷惑がどの事業に相当していますか、項目別に説明してください。

回送電車が59本、貨物列車が4本増加することにより、松前町内にある踏切の遮断時間の大幅な増加が見込まれると思いますが、環境影響評価書では、松山地区の遮断箇所の表記はありましたが、北伊予地区の具体的な表示がありません。どのように対応するのか、お示してください。

また、このことに関しましては、平成24年12月の他の議員の一般質問で、列車の増加分は夜間に移動するから昼間の影響はないと理事者が答弁しておりますが、これは正しいでしょうか。

また、車両通過量大幅増加に伴い、騒音が極端に増加すると思われます。松山地区では、線路を全て200メートルのロングレール化が実施されますが、松前町の区間ではどのようなようになるのでしょうか。

次に、北伊予駅自由通路町道認定についてお尋ねをいたします。

町道認定の基本的な考え方は、地元または地域からの要望でつくる町道認定道路事業として町道と町道をつなぐことが原則と聞いておりました。今回計画のある北伊予自由通路は、東側がJR四国の所有地であり、西側は松前町が用地購入し建設の予定ですが、地域要望で町道をつくる場合、道路用地の一部は地域提供が原則と承知しておりましたが、いかがでしょうか。

当初、通路の地元要望は、西側の柵を乗り越えて入り危ないから2番線に入れるようにとの要望だったと認識しておりますが、いつからどのような経過を経て町道認定を必要とした東西をまたぐ形状になったのですか。

次に、北伊予駅自由通路は、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備事業対策に該当していないのではありませんかという観点から質問いたします。

愛媛県のお話では、広い意味での整備事業として実施しますとのことでした。そのために平成22年4月1日に、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備事業対策事業補助金交付要綱を制定し、事業費のうち国が半分、残りを県と松前町が折半することで実施するとのことですが、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備事業に該当するのであれば、実施しようとする事業の事業費は全て県が、愛媛県が出すべきだと思います。松前町がなぜ多額の税金を投入しなくてはならないのですか、お答えください。

松前町がお金を出すということは、愛媛県車両基地・貨物駅等周辺整備事業にこの事業が該当しないのではないかと思うのですが、愛媛県の話では、これは該当しませんよというふうなことをお聞きしましたが、この点、お答えをください。

次に、議会の議決についてお尋ねをいたします。

地方自治法第96条による議会の議決は、議会と理事者が論議し決定する大切なものと思っております。

愛媛県車両基地・貨物駅等周辺対策事業補助金交付要綱に基づく松前町の事業で、現在進行中のものを含め、それぞれの議会議決日はいつでしょうか。

また、北伊予駅自由通路事業の議会議決日は、昨年の9月議会中に町道認定を議決しましたが、この町道認定が北伊予駅自由通路事業の議会議決であると理事者から答弁をいただきましたが、間違いありませんか。確認のため聞かせていただきます。

次に、地方自治法第96条に定めるところの議会議決の必要な項目とその事業金額についてお尋ねします。松前町における地方自治法第96条に定めるところの議会議決の必要な項目とその事業金額をお示しくください。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、加藤議員の質問にお答えします。順次説明させていただきます。

まず、環境アセスメントについてお答えします。

愛媛県では、JR松山駅付近連続立体交差事業に伴い、都市計画決定の手続として環境影響評価を行いました。それに伴う説明会の開催につきましては、平成19年3月23日、愛媛県が主催して伊予市の伊予小学校で、伊予市と松前町の関係する住民を対象に開催しております。

松前町では、住民への案内につきましては、平成19年3月号の広報まさきで行っています。内容につきましては、大気、騒音、振動、水質、動植物等を調査し、その結果について説明を行い、26名の住民が参加したということです。

次に、周辺整備対策事業についてですが、車両基地・貨物駅が新しくつくられることによって通過する車両の増加が見込まれることから、踏切の改良や北伊予駅の東西を結ぶ自由通路の整備を要望しました。平成24年12月議会では、車両基地・貨物駅移転後に通過する列車について、貨物列車や回送列車がふえるだろうということから夜間での運行がふえると思い、答弁いたしました。

しかし、JR四国によりますと、車両基地・貨物駅が完成しますと、朝のラッシュ後や夕方ラッシュ前にも回送列車が基地に出入りしますので、昼間も通過する列車は増加するということです。ただ、どの時間帯にどれだけの列車が通過するかは、列車のダイヤが決まっておきませんので、細かいことについてはわかっておりません。ロングレール化につきましては、北伊予駅改良区間で新しく線路をつくる箇所において使用すると聞いております。

引き続きまして、北伊予駅自由通路についてお答えします。

松前町で町道に認定する場合は、一般的には起終点が国道、県道、町道のいずれかに連絡しているものや、公共施設に通じる道路などを認定しています。この北伊予自由通路、町道東176号線でございますけれども、これにつきましては、西側は町道東98号線と町道東100号線との交差点からJR線路をまたいで東側は、県道北伊予停車場線に接続されておりますので、町道に認定したものです。

北伊予駅自由通路の整備につきましては、もともと地元からは西口からもホームに入れるようにしてほしいとの要望があり、周辺整備対策事業として盛り込むように愛媛県に要望してきました。車両基地・貨物駅移転に伴って北伊予駅に3番線が増設されることになり、愛媛県とJR四国との協議過程におきましては、今ある跨線橋へ西側からの継ぎ足し

という案が出てきました。

しかし、松前町と県との協議の中で、今の跨線橋は電化前の施設で建設されて年数がたっていること、耐震化されていないこと、今後の維持管理においてさまざまな問題が出てきました。このため、松前町が事業化を図るに当たり、地元からホームにおりるだけでなく、自由に行き来できる自由通路があれば便利だということから要望を踏まえ、県と協議した結果、自由通路の建設に至ったものです。

愛媛県では、車両基地・貨物駅に直接関係する施設は、県が主体として実施しており、車両基地・貨物駅周辺に影響があるものについては、いわゆる周辺対策事業は地元が主体となり、補助金交付要綱により、県が半分を補助する形で町が事業を行うことになっています。

また、国の補助事業になる事業の場合は、国から55%の補助があり、残りの事業費については県と町が半分ずつの負担となります。

自由通路につきましては、県の愛媛県車両基地・貨物駅周辺整備対策事業補助金交付要綱の事業種目、地域分断解消施設整備対策事業として採択基準の地域分断の影響を緩和するために設置する施設の整備に該当し、なおかつ国の社会資本整備交付金のJ R松山駅等周辺における安心で快適なまちづくりに該当しますので、国と県の補助を受け、町も負担し、町が実施することにしました。

続きまして、議会の議決についてお答えします。

車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業についてですが、事業を実施するに当たり、その都度予算案を議会に提出し、議決を経て事業を実施してきました。北伊予駅自由通路、町道東176号線の路線の認定を議決いただいたのは、平成25年9月25日です。

地方自治法第96条で議会が議決をする項目があり、第1項第5号として、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することとあります。松前町では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例があり、第2条で、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負をすることになっています。

以上です。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 一定の回答をいただきました。順次再質問をさせていただきます。

1番目の環境影響評価書のことにつきましてですが、当初平成19年3月23日に伊予市で説明したとありますが、この環境影響評価書、729ページ、これですが、愛媛県が公表したのが平成19年11月なんです。だから、この3月の時点ではないんです。だから、伊予市で説明したというのは間違いだと思うんですが、どうですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 愛媛県では、都市計画決定に当たり事前に説明会を開くということで、公表に先立ち説明したものでございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 事前に公表はいいんですが、707ページに、住民意見に対して都市計画決定者、地権者の意見として環境影響評価書の影響評価方法は縦覧だけでなく住民への説明が必要であり、説明会を実施すべきであり、閲覧時に内容を記憶することは不可能であるから、対象地域である自治会単位ベースで配布を行うべきとありますが、これはいかがですか。

○議長（三好勝利） 暫時休憩をします。

午後1時30分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（三好勝利） 再開をします。

伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、県から示されております事業の手順といたしますか、流れで見ますと、まず環境影響評価するに当たり、方法書というのを作成します。これはどういう調査をするのかということの手順を示したもので、それに基づき、当然これも公表し縦覧するわけですけども、それに基づき調査した結果、大まかな流れを調査結果を含んで作成したもので準備書と言うらしいです。準備書を作成した後、この準備書を公告し、説明会を開催します。これが先ほど申し上げました3月23日だと思います。それで、その結果、説明会を経たものを最終的に評価書とし、都市計画決定の審議が終わり、都市計画決定された後公表するときに評価書という名称になるということで書いておりますので、ですから3月23日というのは、評価書になる事前の準備書における説明会と理解しております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） その内容については承知しとるわけでありますが、私が申し上げたのは、その評価書の中身をもっと論議するんであれば深く入っていてもいいんですが、その変更になった影響評価書を町民の方がどこまで知っているか、後の質問にもつながるんですが、どこまで知っているかというのが問題なのであって、先ほども言いましたように、ぱっと見ただけではこれだけのページの中身のものを理解してわかることはできません。そのために、この意見書の中にもありますが、関係地域に事前に説明していく必要があるんですよというふうなことの意見書が出ていると思うんですね。知事の意見書の中にもそれ入っておりますよ。それを何回したんですかというお尋ねなんです。

○議長（三好勝利） 玉井まちづくり課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 先ほども御説明いたしました、説明会を開催しておりますのは、準備書のできた段階での開催のみでございまして、評価書の作成後は評価書の公告縦覧を行っております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 先般6月の一般質問でも申し上げましたが、一般質問の後で、私がまちづくり課へ行って、この環境影響評価書を見せてくださいと言ったはずですが、そのときのお答えは、ありませんというふうなお答えをいただきましたが間違いありませんか。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 当初は我々もこれはないという認識でおったんですが、そうこう探しているときに見つけたということで、その後訂正をして、議員さんのほうに連絡したということでございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） ということは、一般の方が来られて縦覧というふうなことができてなかったというふうな解釈でよろしいですか。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） それにつきましては、もしそういう公告縦覧の方が来られたときは、そういう適切な対処をとるように現場のほうでやったのではないかと思います。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 私は、思いますということをお聞きしとんではなくて、こういうふうな提示をした議事録がありますと、それが仕事というもんだと思うんです。

先ほど言われましたように、6月議会の最終日の前の日に、ありましたということでお見せいただきました。お見せいただきましたが、貸していただけませんということでありました。間違いありませんか。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 間違いありません。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） この729ページに及ぶものを、その場で見て判断、どないしてできるんですか。先ほども言いましたように、インターネットで出てますから、私はこれを全てインターネットから引っ張り出しました、1項目ずつ見ましたが。そういうふうなことで、何で住民の方がこの環境影響評価書の中身を理解してやってる思うてるんですか。もう1回質問がわからなんたら、理解していると思いますか、住民の方が、中身を。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 公告縦覧を行っておりますので、それについては住民の方の理解をいただけとるものと思っております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 時間もなくなってくるんでこればかりについとれんですが、それでは公告縦覧をやったという記録を見せてください。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） これにつきましては、県が主体として行っておりまして、そのときに県を含め、公告縦覧しておりますので、今手元にはございませんけども、その写しが必要であれば御提示いたします。

○議長（三好勝利） 暫時休憩。

午後1時47分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（三好勝利） 再開いたします。

伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 先ほど御説明したことについて、その当時の書類を見ますと、平成20年1月28日に愛媛県から松前町のほうに、県のほうで公告したので松前町でも縦覧してくれということで要請がありまして、その縦覧の期間については、平成20年2月5日から3月4日までを縦覧してくれという要請がございました。その結果、3月5日に2名の縦覧があったということで県に報告しております。

以上です。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 貴重な記録をありがとうございました。

ということは、ほとんど松前町民には、特に北伊予関係するところにはこれが浸透していないというふうなことがわかりました。非常に大変なことだなあと思います。その中で、この環境影響評価書の中に6-2、714ページに、知事の意見書として、後で重大な問題が出た場合、誰が責任とるんだという項目がありますが、後で出てくる可能性が多大じゃないかと思っておりますので、そのあたりの御検討をしていただきたいと思います。時間がないので、次へ行きたいと思いますが、その件については、かなり住民が知っていないということを前提に進めているという認識でおっていただきたいと思っております。

次に、関連事業の説明時に迷惑施設が来る見返りというお話がありましたが、先ほど迷惑がどんなものであるかという具体的な説明をしてくださいということやったんですが、その件をよろしく願います。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） その件につきまして、平成26年、本年7月2日に文書で御回答をさせていただいておりますので、その考え方については現在まで変わっておりません。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） その迷惑料の中に、迷惑というふうな事の中に、松山地区の踏切の遮断時間は影響評価書の中に載っておりますが、松前町の区間の遮断時間は載っておりません。また、この貨物基地が来て、先ほどありましたが増加分は夜間という回答がありましたけれども、昼間の部分はダイヤが決まってないからわからんと、こういう御指摘やったんですが、ダイヤがわからんのに北伊予駅に3番線をつくりますか。あとで言います。

まず1つは、踏切の遮断時間、これ調査してないんですと思うんですけれども、まず調査していますか、していませんか。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 県のほうでは調査をしていないというふうに思います。以上です。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） いろいろと地区での懇談会等々をしているようですが、その中で、ある懇談会、会議の中で踏切時間はどうかという質問が出ると思うんですけれども、これはJRに伝えておくというふうなことになると思うんですけれども、この影響評価書の中にないということは、かなりそのあたりのことがぼやけているというふうに思います。

ちなみに、松山地区の調査表の中には、一番長い南江戸町で1日に5.7時間、これは平成14年ですが、5.7時間、遮断機がおりているわけですね。逆に、先ほど言いましたように松前町のほうへ車両基地が来ると、当然今が何分とまって、車両基地が来たら何分ぐらいになるというふうなことが、これ一番地域の方が関心持つことやと思うんですが、それが環境影響評価書の中にないということに疑問をお持ちになりませんでしたか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） これは最初からの認識の問題かもしれませんが、あくまでこれは事業主体は愛媛県でございます、事業主体である愛媛県が環境影響評価した、その結果を報告されておりますので、そのときの松前町の立場としては、あくまでその愛媛県の事業に協力するという立場ですので、調査項目が不足するとか、その結果がどうこうについては、多分コメントしてないんだと思います。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 地域へ出かけていかれて、いろいろ会議していると思うんです

が、その中で出てるんです。その中で出てるんですよね。それをJRのほうへ伝えておくという記録がありますよ。

ほな、その時点で南江戸町が1日5.7時間、遮断機がおりてるわけですから、それに相当する部分が北伊予地区ではおりると、そのぐらい列車が通るから、北伊予駅に3番線をつくって待機場をつくらなければいけないという発想のもとでスタートしているこの事業だと思っんですよ。平成元年からこの事業が始まってますけれども、その時点で運行、その他車両の移動については、ある程度シミュレートしとるはずですが、それ御存じありませんか。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 以前にJRのほうに問い合わせたのですが、ダイヤについては供用を開始する1年ぐらい前やないとわからないという御回答がありました。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 私はダイヤの話をしているんじゃないで、そういうシミュレートがあるということをお聞きしているんですよ、JRから。だから3番線が必要で待避線が要るわけでしょ。そういう計画がなしに、無作為にそんなことできるわけないと思っんですよ、それを地域の方に説明してない。踏切が何ぼとまるやらわからん。こんな説明ありますか。

ちなみに、私が中川原から大間へ行くところを測定しました。1日に177分、約3時間、踏切閉まってました。朝の4時半から行って夜中の11時までずっとおりましたが。今で約3時間ですよ。

そうすると、これを短する方法ないんかというふうなことをJRへ尋ねましたが、JRのお答えは、もう時間がないから申し上げますけど、特急と普通電車と識別できる装置があれば、もっと短くできますよという回答だったですよ。そういう因果関係がわからないと対策というのは出ないでしょう。地元の方もそういうことがわかって初めて理解できると思っんですよ。そういう説明ができないということは、何もわかってないということですよ。だから、さっき言ったように後になってわかったらどうするんぞというて、誰が責任とるんぞというのは、ここの環境影響評価書の最後に書いてる。ぜひ、このシミュレートの中で、踏切が新しくなったらどのぐらいなるかというのは調査していただきたい。

時間もありませんので、ロングレール化については、ぜひとも市坪から向こうはロングレール化に全部するというふうなことでありますので、松前町も全てロングレール化になるように働きかけていただきたいというふうに思います。

次に、町道認定のことにつきまして移りたいと思っんですが、町道認定の場合においては、双方に町道がないといけないというふうに認識しておりましたが、町道認定じゃないところも町道認定になっているというふうなところでもあります、このあたりはもう一遍

見直していただいて、きちっとしたことを提示していただきたいと思います。

時間の関係でこの町道認定については飛ばしまして、先ほど北伊予自由通路の、これは愛媛県の仕事で、松前町がなぜ税金を使って出さないかんのか、やらないかんのかというふうなことでありますが、先ほどありました迷惑料が出てきませんから後の質問がしようがないんですが。この迷惑料に等しいものの代替えとして対策事業で県がやっていただくと、こういうふうなことになると思うんですが、先ほどのお話ですと、その迷惑がわからないのに、この北伊予につくるもんが対策事業でできるわけがないんです、一般的に考えて。だから、県の事業じゃありませんよと、こう言うてるわけですよ。県の事業じゃないけれども、松前町としてはつくりたいから、松前町が主体となってやりましょうという回答をしていますよね。それはわかっていますか。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 平成24年6月8日の金曜日、1時から3時までJR四国で会議しとりますが、これまで県とは既設連絡用の西口から跨線橋を継ぎ足すということで協議を進めてきたが、松前町では新設を考えているのかという項目があります。それで、県のほうは、既設橋への接続案が検討されていたが、松前町が事業主体となって事業化した以上、松前町の意向に従って検討していただきたいと、こういうふうになっとんですね。

すなわち、今まで愛媛県がやりましょうと言うて平成20年に継ぎ足しの図面が出てますよね、それはこの前出していたこの分です。これが平成20年1月に県から提示されたものです。先ほど言いましたように、平成24年6月8日、松前町やりますわと。この間の、どうしてこういう経過になってんですかというふうなことは、特別委員会の中で今お聞きしているわけですが、会議録が出てこない、わからない、記録がないというふうな答弁になっとるわけですが、私どものほうとしては、そういう答弁で全くわからないんですけれども。このあたりを委員会の中でもお聞きしているんですが、理解することができません。もう少しわかりやすく説明をしていただけると、住民、町民の皆さんにもっとわかりやすく御説明できるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 再度のことになりますけれども、先ほど申しましたように、あくまでこの継ぎ足しという案は、先ほど議員が読まれたように愛媛県とJRが協議した中において出てきたプランでありまして、松前町が平成23年以降、松前町が事業に着手するに当たり、当然JRと話しし、なおかつ県とどういう形で事業をしていくかなという協議の中で、やはり今の跨線橋についてはかなり古いもので高さが足らないとか、耐震化してないということで今後問題が出るだろうということで、なおかつ国の補助をいただくためにはどうしたらいいのということで協議したところ今の形になったということ、私は理解しておりまして、委員会においてもそういう御説明させていただきましたけれ

ども、その間がないと言われるのは、実際愛媛県がどのような協議をしていたか、町が着手するまでの間が空白となっておりますけども、その間が実際空白でございまして、町として全く動いてないので、実際は県からそういう話については、その段階まで町としては方針を出していなかったというような事実がございます。ですから、実際町がするぞというて決めたときには、当然国の補助をもらうためにこういう形になったもんだというふうに思っております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） そのように大幅に変わる場合においては、当然議会に報告があってしかるべしやなかったと思うんですが、その時点で報告があれば、論議しておれば、こういうふうな誤解を招くことはなかったと思うのが非常に残念であります。時間の関係もございまして、次に移らせていただきたいと思えます。

次に、議会の議決日というふうなことで質問いたしますと、この北伊予自由通路の議決日が、先般申し上げましたように9月の議会中に認定したのがこれの議決日だと申し上げましたが、再度もう一度確認しますが、これで間違いはないんですね。

○議長（三好勝利） 玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） これは路線の認定の議決をいただいたのは、平成25年9月25日でございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） それでは、先ほど議決の内容について御説明いただきましたが、議会在議決に関して関与できるのはということで、自治法の第96条のお話が出ましたけれども、議会の議決が、このJR北伊予自由通路の議決が今年の25年9月ということになりますと、今年の7月にJRと、この自由通路についての締結をしておりますが、これは議決前ということではないんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 議員がお尋ねの件につきましては、今年の7月24日、JRと松前町が協議した分だと思えますけど、これについては当然議決前でございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 議決前ということは、これが無効であるということなんですか。議会をどういうふうな形で思われてこういうふうな締結が結ばれたんでしょうか。

○議長（三好勝利） もう大変ぞ、おまえら。

玉井課長。

○まちづくり課長（玉井信二） 昨年、平成25年6月議会におきまして、予算の認定の議決をいただいておりますので、その後以降に自由通路の新設にということでJRのほうと協定の締結をしております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 一般質問を含めて、私が2回、2回ですよ、この自由通路の議決は昨年9月の町道認定のときでしたねと、2回も聞いたんですよ。それで、はい言うて。で、6月の予算で、予算ってどういうことですか。

○議長（三好勝利） 加藤議員、ちょっと座るとき。出てくる。もう時間がないなりよる。

（7番村井慶太郎議員「時間まだある。ゆっくりある。ゆっくりある」の声あり）

伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） この平成25年につきましては、昨年、その1年前、平成24年に基本設計を行いまして、25年6月補正で詳細設計の予算承認いただきました結果、今後事業に着手するということで、事業にのせていくということで町道認定の認定をいただいたように記憶しています。その後の10月から詳細設計の着手に移っておりますので、手順としては何も問題ないと思っておりますけど。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 今、部長は手順に問題はないと言われましたが、議決の前に締結するのが問題ないということですか。

○議長（三好勝利） J Rと締結したんが議決前じゃないかということを探ねよんで。

伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） この議決案件につきましては、設計の委託につきましては、議決の対象案件となっておらないと認識しておりますので、J Rと協定する分については議決は要らないというふうに思っております。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 先ほど私の質問の中に、松前町における地方自治法第96条の定めるところの議会議決に必要な事業金額をお示しく下さいとあったんですが、幾らですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 予定価格5,000万円以上の工事及び製造の請負でございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 5,000万円以上、承知しておりますが、そうするとこの自由通路については5,000万円以下でできるというふうなことで進めておられたんですか。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） この協定につきましては、製造の請負ではなく、あくま

で設計の委託でございますので、この案件には、これには該当しないと思います。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 設計に4,000万円使って、その後で議会で否決したら、4,000万円は捨てるのと、そして4,000万円の後にずっと続いていくわけですが、小出しですつといくつもりなんですか、いっつもそうですが。総額で幾らという議決が必要じゃと思うんですが、ここの7月24日、25日、7月24日、JRからの町長宛てに来ておりますが、2番ホームの連絡階段自由通路、南方、宇和島に設置するよう変更するものとし、これ以外は貴町の計画を基本的に了承します。事業に要する費用は、全額、町の負担とします。全額という5,000万円以下ですか、これは。そういう解釈で進めておったということですか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 加藤議員、何もかもごっちゃにされて質問されると答えるのも困るので、今言ったように、これについては最初から3億円だ、5億円じゃないんですよ。一番最初は、松前町で自由通路つくったら大体幾らぐらいかかるか設計してみろと言ったら、最初、だから1億5,000万円ぐらい費用がかかるよって出たんですよ。だけど、この事業はJRがやるもんだと、JRに関係するものは、全国的に見てもJRが主体でやる。それじゃあ、JRに設計してもらわないと、工事になるとわからないじゃないかということでJRに設計を頼んだ。これは当然予算を組んでるわけですから、議会の議決を得ているわけですよ。だから、最初から3億円、5億円組んでんじゃないんです。順番ですから。まず、だから詳細設計をJRにしてもらいましょうということで、それに伴う予算は議会の議決を得て執行しとるわけです。それで出てきたのが……

○議長（三好勝利） 議会は議決をしてない。

○町長（白石勝也） それで、出てきたのが、我々は2億8,000万円で全体的に3億何千万円というのが出たから、最初の1億5,000万円より、これ相当高いじゃないかという議論になってきたわけですね。ですから、その都度議会の議決を得て順番にやっているわけです。今回は、本体事業ですから3億何千万円という額が出て、そのうち我々が説明しているのは、実際に跨線橋に係るのは2億8,000万円、町が提示した1億5,000万円に比べると、確かにその差はあります、1億3,000万円あるわけですから。それは資材の高騰とか、いろんなものがかかってくるから、その費用が上がったんだというふうに今受けとめているという答えをしてるわけです。

○議長（三好勝利） 加藤議員、ちょっと待って。

今、町長さん、議会で議決したということをおっしゃいましたが、議会で議決しとりませんよ、これ。

（町長白石勝也「予算は議決してます」の声あり）

議決しとりませんよ。それで、その前に、加藤議員から今質疑があつて、これから核心

に触れていく思いますけど、これ25年9月議会云々というて言うとりますけど、これ25年7月、JRから書類が来て、公文書じゃというて伊賀上部長が特別委員会で申しておりますけど、議会で1億5,000万円という予算で大体仕上がるという以前に、二个月前にJRから公文書で2億8,000万円かかりますよとという内容の書類が送られてきとる。それにかかわらず、2カ月おくれで議会に説明があったんが1億5,000万円のできるから町道認定をしてくれというふうな経過が出とる。ということは、2カ月間の間、2億8,000万円を隠して議会に1億5,000万円認定してくれということが進まれてきとる。

この前、特別委員会で私が伊賀上部長に、早瀬議員にもおいでるところで、この2億8,000万円は公文書かえと聞いたら公文書に間違いはないということ断言されたんや。その2カ月後に1億5,000万円承認してくれというお話が出て、ここに2カ月の空白があつて相当おかしいことが起きとる。議会をだましたということになつとる。これは少し行き過ぎじゃないかということ。そういうもろもろが出てきよること。だけん、議会では議決はしてない、これ。

加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 町長からいろいろごっちゃになって話しているというふうなことがありましたが、理事者のほうからの答弁がごっちゃになってるので私の頭もごっちゃになってるかもわかりません。その点はお許しをいただきたいと思うのですが。

先ほど町長も言われました、議決というのは予算議決であつて、事業議決じゃないと思うんですね。5,000万円以下については、議決なしで進行しているのは多々あると思うんです。しかし、トータル的に5,000万円を超えるものについては、議決が必要やと思うんです。それは、自治法にもありますように町長の執行権等もあるでしょうが、議会もそういった議決権というのがあつて、これはフィフティー・フィフティーでないとおかしいと思うんです。

町長も町民から託されて出られているわけです。我々も町民から負託されて議員として出ているわけなんです。だから、当初ありましたこの跨線橋についても、変更があるたび、大幅な変更だと思うんですけれども、当然議会に説明があつてしかるべきやと思うんです。我々は、これが反対で論議しているわけじゃありません。少しでも安く、税金ですから、税金で使うものですから、安く効率よくにつくるためにはどうしたらいいかというふうなことを模索しているわけでありませう。

先ほども町長言われましたように、駅前広場、いろんなことができると思うんですが、現状の時点では駐車場が、先ほどもありましたけど、17台置かせてるわけです。私も、朝の早うから行って見ましたが、あそこへはJRに乗るために7時前からずっと来よるわけです。あそこへ車置いてJRに乗っていかれてるんです。だから、自由に使うてもろたら困る。困るんであれば、町長が言われとるように、あそこもう貸してもらえようになつ

とんじょというて。貸してもらえるようになっていれば、その調印書か何かありますか。部長、ありますか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 今加藤議員おっしゃったように、こうなったいろんな経過があるわけですね。それで、先ほど議決という話出ましたけれども、やる場合には、まずいろんな、まず調べて、その調べるためにお金が要るわけですから、当然これは議決で予算を認めてもらっているわけですよ。つまり予算を認めてもらっていることは、まず一步踏み出すわけですね。次にまた詳細設計だったらその予算を出していくと。最終的に事業費として幾らという形になってくるわけですから、そこの順番のことを私は申し上げているんですね。だから、最初から、もうはっきり5億円なら5億円で決まっていたら、当然もう最初から全体像を示してできるんですけども、今回のようになかなかJRの考えと我々の考えはかなり隔たりがありますし、そういう面で、まず町のほうが先に設計して、後からJRに頼んだと。

それから、駅前広場については、これはまだ協定する云々段階ではありません。この前こういう問題が出ましたので、私も直接JRへ行って、JRの社長と、議会でもこういうふうな議論をしているんだという説明をして、将来的に、もうあそこは無人駅なんで、ぜひ自由通路ができれば駅前を自由に使用してほしい言ったら、それはもうぜひそうしてほしいという、これは私と社長との話であります。別に、だからまだ調印をして契約をしたとか、そういう話ではありません。ですから、これからこの話が煮詰まっていくに従ってJRと話は詰めてまいります。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 今、町長のほうから順番というようなお話がもう出ましたが、私も順番が、もうあちこち飛んでるかもわかりませんが、基本的には私が最初に説明を受けた折は、この跨線橋の東側については、東側の支柱の部分だけがJRの土地だと思ってました。それからおけるのは、もちろん町道だと思ってました。いろいろ調べてみると、あの一円全部そうなんですね。幾らJRが自由に使ってもいいですよと言いましても、町長かわられ、JRも社長かわられると変わってくるんです。今、車置かれてる人も困るんです。寝耳に水で、はい、松前町が借りたけんのいてくれ言うたら怒りますよ。そここの準備が一番じゃないかと思うんです。他人の土地に建物建てますか。借地契約を結ぶなり、そういうふうなことをした上でこうしましょうか、ああしましょうかというのが一番だと思うんです。自由に使っていていいですよというても、そうは私はいけないと思うし、物の順番というのが、先ほど議決も含めて予算を通したから何でもえんじゃという考えはちょっと当たらないんじゃないかと思うんです。そういう部分で、私は今までのこのやり方については、余りにも議会に対して不親切だと思うんですが、いかがですか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 御指摘は、私どもとしてもしっかり受けとめますけれども、どちらが先か、順番の問題はありますけれども、この問題については、一番最初は、これは何度も言ってますけれども、道路の西口からも入れるようにしてほしいというところから始まった話なんですね。それで、まだ話は続いているわけですよ。まだまだ議会のほうも特別委員会をつくって調査しているわけですから、そういう流れの中で、先にあの広場とか契約するとか云々とか、それはできないです。物には順番があつて、まず自由通路をつくるということを決めてもらわないと、その後の話は進まない。そうなったときに、JR四国さんとしても、あの駅については協力してくれますねって言ったら、社長が、それはもう協力しますよという話をしたわけですから、まだ協定を結ぶとか云々という話までは至っておりません。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 協定を結ばないじゃなくて、これ去年の7月24日に、事業に要する費用は全額負担すると、これ、JR四国の社長からあるんですよ。あるんです。

（町長白石勝也「もう1回」の声あり）

事業計画について、2番ホームの通路を南側に設置するように変更するものとして、この事業に要する費用は全額貴町負担としますと。予讃線北伊予駅構内における自由通路の新設について回答、これ町長宛てにJR四国から回答がありました。

（7番村井慶太郎議員「町長印、押しとんやろ」の声あり）

町長印、押しとる、これは社長印です。これはJRから来てますからね。町長からJRへは7月5日に行っとんです。御存じでしょう。

（「休憩」の声あり）

○議長（三好勝利） 暫時休憩

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（三好勝利） 再開します。

白石町長。

○町長（白石勝也） それはですね。この前もお答えしましたね、JRのあの中の跨線橋だろうと、そういうものについては主体が全部JRだと。だから、私も言ったんですが、2番線から3番線に階段つくるんだ、それはおたくのほうでしょう、いや、主体は全部この自由通路につながるものだから、主体である松前町は全額負担ですよというのがJRの考えなんです。そのことが文章になってる。私どもとしては、この前も言いましたように、JR四国と話したときに、それは何ぼ何でもホームにおりるのはJRさんの電車に乗るためにおりるんだから、それはそちらの負担でしょうと言ったら、いや、こういう通路

なんかに関連する事業については、全て主体であるところが負担するんですというのがJRの回答だ、それがその文書です。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） そのあたりの詳細については、今調査委員会で調査してて、詳細な内容について、議事録について公表できませんという答えが返っておりますので、私はそのところには調査委員会のほうでお任せをして、私が申し上げたいのは、要するに議決前にこういう締結をしてますよということを上上げた。だから、議会に対してもう少し丁寧な対応をしてほしいというふうなことを申し上げているんですが、いかがですか。

○議長（三好勝利） 町長。

○町長（白石勝也） ちょっとそこわかりにくいんですけど、今回この間の予算が認められなかったのは、いわゆる予算案ですよ、この今回の。だから、それはそういうふうな前提がないと、何でそれだけの費用になったかというのはわからんわけですよ。ですから、私としてはその内容は、JRの考えはそうなんです。しかし、私どもは、まだ、いや、何とかそこはJRさんも少し負担できんですかというのは、まだまだJRには言おうと思いますけれども、その結果どうなるかわかりません。それと、あくまでもこれは今詳細設計ではじいとお金ですから、実際にやるとなれば、例えば競争になればもっと安くなることもあります。ですから、そういうものを含めて、今議案として出しているわけです。ですから、それが今認めてられないわけですから、それが認められれば、それに基づいてどんどん話が先へ進んでいくということになるわけです。

○議長（三好勝利） 議長席からちょっと一言伝えておきたいんですが、JRの跨線橋の入札のことにに関して、競争入札で安くなるということを町長さん言っておられますけど、JRの契約書の中に、協定書の中に、事業はJRの保線課が全額持って事業をすると、松前町にはいろわさんよう旨のことを書いております。

それともう一つは、JRの屋敷は全部有償ですと、お金が要りますよということも、その協定書に全部書いておられます。これは県の環境評価影響書ですか、それにも書いております。JRの屋敷は有償ですと。ただでは貸しません。ただ、この前に議会で、特別委員会であったのは、まちづくり課の係長さん、山田さんですかね、国鉄の屋敷と松前町の伊予鉄道の屋敷は、あれは町道じゃとって言うわけだ。とんでもない話をする。あれ、屋敷調べたら、伊予鉄道も全部固定資産税払っとなりますよ、松前町に。国鉄も払っとなりますよ。町道にはなっておりませんよ。町道とみなすというね。

ほいで、歩道橋をつなぐのに県道につなぐ、町道につなぐというけど、歩道橋はできる、陸橋階段のところから県道までの間の道中は、50メートル近くありますよ。有償でJRは売ると書いておりますよ。そういうもろもろの費用が出てきたら、膨大な費用

になってくるんじゃないと思いますが、何かまちづくり課では認識間違えて、JRの屋敷は町道じゃと言ってる、町道の公衆用道路やけん何でもできると言ってる特別委員会で話をしましたけど、私はとんでもない話をしよる。

ましてついでに、伊予鉄道の屋敷は、あれ町道じゃと言ってる。こんなばかな話があり得るんじゃないか思うて、町の職員が言うとりますよ。そこんところは、皆さん認識を間違えんように、歩道橋をつくるに至って、結局はその土地は買わずにおれんけん、予算を組まないかんのであろうと。できれば県に全部事業をしていただいて、もう一遍県と交渉して県に金出していただいて県にしてもらうのが一番ベターじゃないかと思いますが、これ4億400万円ですけど、これ何億円になるやらわかりませんよ。何かそんな気がして心配でなりませんけど。

加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） 問題があちこち飛びまして、私も頭の中でちょっと整理しかねる状態になっておりますが、はっきりしたことは議決の前に締結をしとったというふうなことがきょうわかりました。これについては後でまたゆっくり検証したいと思いますが。

きょうの一般質問の中で町長が言われてました。交渉事であるから言えないというふうな文言がございましたが、まことに議員として情けない限りで、議員としては日ごろから守秘義務を守って一生懸命議員活動をしとったわけでありまして、議員の信頼がないんじゃないかというふうなことを自分自身で感じまして、まことに情けなく思います。以降については、そういった事前の話がしていただけるように私自身取り組みたいと思います。

そういうふうな形で取り組ませていただきますので、以降いろんな形でまた御支援いただいたらというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（三好勝利） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会をいたします。

午後2時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 加 藤 博 徳

9月29日（第3号）

平成26年松前町議会第3回定例会会議録

平成26年9月29日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	7番 村井慶太郎
8番 早瀬武臣	9番 松本一二美	10番 澤田登代一
11番 岡井馨一郎	12番 伊賀上明治	13番 三好勝利
14番 木下淳		

不応招議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

1番 稲田孔

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長	栗田哲志
副町長 (防災担当)	中矢博史
教育長	永見修一
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	伊賀上晃
総務課長	金子知芳
財政課長	升田年紀
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳
福祉課長	大政哲志

町民課長	久津那延幸
保険課長	久津那良幸
健康課長	山本有三
まちづくり 課長	玉井信二
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	岡本明
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政博文
議会事務局 書記	仙波晴樹

平成26年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.3

平成26年9月29日(月) 午前10時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議員の辞職の件
- 追加日程第1 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙
- 日程第3 議案第35号 平成25年度松前町歳入歳出決算認定について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第4 議案第36号 平成25年度松前町水道事業会計決算認定について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第5 議案第37号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第6 議案第38号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
上程 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決
- 日程第7 議案第40号 平成26年度松前町一般会計補正予算(第2号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第8 議案第41号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第9 議案第42号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 追加日程第2 副議長辞職の件
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 三好勝利議員に対する議長辞職勧告の動議の件
- 日程第10 議員派遣の件

午前10時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

稲田孔議員から欠席届が出ておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

4番寺下武議員、5番八束正議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議員の辞職の件

○議長（三好勝利） 日程第2、議員の辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

大政事務局長。

○議会事務局長（大政博文） 辞職願。今般、病気回復が思うように進まず、町民の皆様への責任上からも議員を辞職することを決断いたしました。許可されますようお願い申し上げます。

松前町議会議長三好勝利様。平成26年9月9日。松前町議会議員稲田孔。

以上です。

○議長（三好勝利） 先般、稲田孔議員と面接をいたしまして、1名ではいけませんので、私と同僚議員とで2名で家族のどこへ面接に行きました。奥さんなりに子供さんなりの意見がいろいろあるということでございまして、本人はまだ病気の回復を待ちたいという意見もございましたが、町民の皆様に迷惑をかけるわけにはいかないということで、今、皆さん御存じのとおり、インターネット、ホームページに配信をしております。その画像が映りますので、息子さんの意見によりましたら、お父さん、これは町民の皆様に迷惑をかけ過ぎるという意見でございました。途中半ばで残念でございましょうけど、近隣の方ともいろいろ話をしましたら、稲田孔議員は人格的に大変いい、素晴らしい男であるということいろいろ話も聞きました。まことに残念ではございますが、辞職願を受理することにいたしましたので、皆さんの御意見をお諮りいたします。

稲田孔議員の議員の辞職を許可することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、稲田孔議員の議員の辞職を許可することに決しました。

ただいま伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員が1名欠員となりました。

お諮りします。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙

○議長(三好勝利) 追加日程第1、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に3番加藤博徳議員を指名をします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました加藤博徳議員を伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました加藤博徳議員が伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました加藤博徳議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

日程第3 議案第35号 平成25年度松前町歳入歳出決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第4 議案第36号 平成25年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第3、議案第35号平成25年度松前町歳入歳出決算認定について及び日程第4、議案第36号平成25年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長岡井馨一郎議員。

○予算決算常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る9月10日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第35号及び議案第36号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第35号松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

經常収支比率が高い数値で推移しているのは、介護保険制度の創設など新たな財政負担が一因となっており、類似団体においても同じように高い数値になっております。しかし、比率がふえ続けると財政の硬直化を招くので、今後は最低でも現行水準は維持していきたいとのことであります。

松前町PR事業は、補助金を利用しPRグッズの作成、基本コンテンツの作成などを行い、松前町をPRしていくものであります。

基本コンテンツにおいては、早坂暁先生による義農作兵衛翁の原作本を作成したもので、今後はこのコンテンツをもとにミュージカル、演劇、絵本などにより義農精神の見える化を図っていく考えであります。現段階では具体的に決まっていないうであります。来年は松前町合併60周年の記念すべき年でもあり、積極的に町のPRを行ってほしいとの意見がありました。

地場産業推進事業においては、県外の物産展への出展依頼は、水産業に関しては漁協、海産加工業者に、商業に関しては商工会や珍味組合を通して行っている。県においては、この2年間の名古屋での松前町の物産展の取り組みを見て、名古屋において愛媛フェアを開催することになり、町への出展依頼があったとのことであります。

また、たわわ祭や大阪難波での物産展により、県内スーパーから県外店舗での物産展の開催の打診などがあり、地場産業育成への効果があらわれているようであります。

松前公園長寿命化については、松前公園内の施設について安全性の確保とライフサイクルコストの削減という観点から、長寿命化計画を作成したものであります。

また、橋梁長寿命化については、平成24年度に町内の201橋について全て調査を行い、そのうちの3橋について25年度に修繕設計を行い、26年度で改修工事を行う計画であります。今後は順次修繕設計を行い、国の補助金などを確保しながら改修工事を行っていくとのことであります。

また、法律改正により橋梁点検を5年に1回必ず行う必要があり、実施に当たっては緊急輸送路などの優先度の高い橋梁から行うとのことであります。

公共下水道への未接続者への対応は、広報まさきによる啓発を行っているが、高齢者世帯において工事費用などの問題で接続ができていない状況であります。今後も接続してもらうようお願いをしていくとのことであります。

学校施設耐震等事業については、今年度の北伊予中学校の耐震補強工事で一段落となり、あとは松前中学校の耐震対策になります。この事業には多額の事業費を要するため、国に対し、有利な補助を平成27年度以降も継続するよう要望しておりますが、予算のめどが立っていないことから設計には至っていないとのことであります。

町民グラウンドの夜間照明使用料の滞納については、平成14年からのもので10年以上経過しており、滞納の相手方も任意団体のため法的手段も難しいとのことであります。これに対し、今まで滞納対策を実施しても収納できないのであれば、不納欠損等も検討すべきであるとの意見がありました。

保育士等処遇改善事業費補助金については、保育士の人材確保を目的に、保育士等の処遇改善による費用を私立保育園に交付したもので、財源は全額国庫補助であります。今後の保育士の処遇改善については、平成27年度から開始される子ども・子育て新制度の動向を見ながら検討していくとのことであります。

交通安全施設整備事業については、カーブミラー76基などの新設及び修繕を行いました。町内で起こった事故の件数は、平成23年179件、平成24年160件、平成25年147件と近年減少をしており、交通安全対策の効果があらわれております。

愛媛県地域自殺対策研究強化事業については、専門医によるこころの健康相談やケアマネジャー等の専門職に対するアルコール依存症対策研修会などを行っており、この経費は全額国庫補助となっております。自殺対策は重要な課題であり、国の補助がなくなった場合でも町単独事業として継続できるよう検討していくとのことであります。

ジェネリック医薬品への切りかえについては、平成25年度に2回、医薬品の切りかえ効果が100円以上の方に切りかえを推奨する通知をしました。2回目の通知により切りかえを行った方が25名、約6万6,000円の削減となりました。今後もジェネリック医薬品への切りかえにより、医療費の削減を目指すとのことであります。

後期高齢者医療保険料の徴収について、平成25年度で99.9%となっており、この徴収率を維持したいとのことであります。

口腔ケア教室は、平成24年度北伊予校区から開始し、平成25年度に松前校区、今年度に岡田校区で実施し、全校区を一回りします。同時期に開始した腰痛ケア教室も同じく全校区を一回りするため、関係課で協議しながら町民のための新たな健康増進計画を定めたいとのことであります。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第36号松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

水道使用料の滞納対策については、一定の金額を滞納している使用者に文書で催告を行い、窓口で支払い方法など相談を行っている。それでも支払ってもらえない場合は、停水を視野に対応を行っております。

有収率の低下については、昨年12月、漏水調査を行い修繕を行った結果、今年度、今のところ有収率が90%を超えております。有収率の低下は近年、根本的な漏水対策を行っていなかったことが原因であると思われるため、今後も引き続き漏水対策を行っていくことのであります。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定といたしましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 予算決算常任委員長の報告を終わります。

議案第35号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を委員長の報告どおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

議案第36号について質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を委員長の報告どおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決定をしました。

~~~~~

日程第5 議案第37号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第6 議案第38号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第5、議案第37号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日程第6、議案第38号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長(加藤博徳議員) 去る9月10日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号及び議案第38号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第37号は、児童福祉法の改正により市町村長の認可によって家庭的保育事業等を実施することができるようになったことに伴い、その基準を定めるものであります。

認可基準については、厚生労働省令に従うべき基準と参酌すべき基準の2つがあり、松前町の基準は地域の実情を踏まえ、厚生労働省令のとおりとしたとの答弁がありました。

また、職員の基準について市町村長が行う研修を終了した保育士とあるが、研修はどのような形のを想定しているのかとの質疑に対し、国で定められた研修であり、町単独で行うことは困難と考えられるため、県で行われる研修を利用する予定であるとの答弁がありました。

制度の周知については、保護者に対しては町内対象世帯への通知、事業者に対しては町ホームページや町の広報で呼びかけたい。また、国や県とも連携して周知したいとの答弁がありました。

国、県の財政支援に関する質疑に対し、平成27年度から幼稚園、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用者への補助が施設型給付及び地域型保育給付という形で実施され、国が2分の1、県が4分の1を負担するとの答弁がありました。

家庭的保育事業等の利用は2歳までだが、3歳以上になり保育所や幼稚園に入る際、優先的に入園できるのかとの質疑に対し、法に優先順位が決められており、家庭的保育事業

等の利用者が必ずしも優先的に入所、入園できるものではないが、実情を見て町が調整していくことになるとの答弁がありました。

保育料未納者に関する質疑に対し、保育料未納という理由だけで退所させることは認められない。しかし、認定こども園は園と保護者の契約内容によって退所しなくてはならない場合もあるとの答弁がありました。

委員から、施設利用の実情を鑑み、子供たちの成長にとってよりよい環境、制度を準備してほしいとの要望が出されました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第38号は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、施設型給付及び地域型保育給付を受ける事業所の運営に関する基準を定めるものです。

基準については、内閣府令に定める従うべき基準と参酌すべき基準の2つがあり、松前町の基準は地域の実情を踏まえ、内閣府令のとおりとしたとの答弁がありました。

町内に本条例にかかわる施設があるのかとの質疑に対し、特定教育施設として町立幼稚園、青葉幼稚園、認定こども園エンゼルの幼稚園部分、特定保育施設として町立保育所、岡田保育園、認定こども園エンゼルの保育園部分があるとの答弁がありました。

新制度における保育料に関する質疑について、基本は住民税課税金額をもとに町が判断するが、平成27年度の保育料については、おおむね現状維持となるとの答弁がありました。

新制度開始後の相談窓口に関する質疑に対し、幼稚園については学校教育課、それ以外の施設については福祉課が窓口になっており、両課で連携して対応するとの答弁がありました。

事業所の開設に伴う補助金の質疑に対し、現在保育所の新設については国から補助金が出ており、開設時に補助金を受け取っていない施設については減価償却加算という制度がある。来年度も制度が継続すると思われるが、詳細については未確定な部分が多く、国に確認中であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第37号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第38号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第7 議案第40号 平成26年度松前町一般会計補正予算(第2号)について
(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第8 議案第41号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第9 議案第42号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第7、議案第40号平成26年度松前町一般会計補正予算第2号について、日程第8、議案第41号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について及び日程第9、議案第42号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

岡井馨一郎議員。

○予算決算常任委員長(岡井馨一郎議員) 去る9月10日の本会議において、当予算決算

常任委員会に付託されました議案第40号から議案第42号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第40号一般会計補正予算第2号は、歳入歳出予算に1億4,395万2,000円を追加し、総額を96億6,815万6,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、町税が5,000万円、国庫支出金が2,194万2,000円、町債が5,853万円増額し、地方交付税を6,669万7,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、補正予算の概要の説明に対し、普通地方交付税の減額に伴う今後の財政運営の影響等については、地方交付税から振り分けられた臨時財政対策債と固定資産税の増額により、当初予算に比べて歳入は約2,800万円増加しているため、影響はないとのことでした。

総務部所管については、市町避難対策支援強化事業は資機材を毎年3カ所ずつ3年間かけて町内9カ所の指定避難所に整備するものです。

法制執務支援委託業務は、マイナンバー法の制定により多くの法律が改正されるため、町の条例等への影響について調査を行い、適切に条例等の整備を行うものです。

えひめ国体は、町の国体実行委員会を10月末ごろに設立予定しており、実行委員会に要する経費は啓発用の缶バッジと封筒の作成費用です。

次に、保健福祉部所管については、保育所の耐震診断事業は診断結果を踏まえて耐震補強か建てかえか、またあわせて施設の整備についても検討するとのことでした。

避難行動要支援者名簿は、町から対象者に事前通知を行い、同意された方を登録して情報を共有するものです。名簿は職員が日常の業務を行いながら作成するので、個人情報等の取り扱いに十分注意するようとの意見がありました。

水痘、水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、政令の改正によるものではあるが、国からの補助がないかわりに水痘、水ぼうそうは9割程度、肺炎球菌は3割程度が交付税に算入されるとのことでした。

次に、産業建設部所管については、県営事業負担金は松前港の泊地しゅんせつに係る費用の3分の1を負担するものであり、県道の改良事業では事業費の7%を負担するものです。

教育委員会所管について、第九演奏会に対する補助金は、実行委員会の事業計画に基づき、事業費の2分の1以内で100万円を補助するものです。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第41号の審査の過程において、国庫支出金等の償還金についての質疑に対し、昨年度の国庫支出金と療養給付費等交付金が概算で交付されているため、決算による精算に伴いそれぞれに返還するものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第42号の審査の過程において、一般会計繰出金について質疑があり、昨年度、一般会計から概算で繰り入れを行っており、決算による精算に伴い一般会計に返還するものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 予算決算常任委員長の報告を終わります。

議案第40号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第41号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第42号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

ただいま松本一二美議員から副議長の辞職願が提出をされています。

お諮りします。

副議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、ただいまから議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をしました。

~~~~~

#### 追加日程第2 副議長辞職の件

○議長(三好勝利) 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松本一二美議員の退場を求めます。

[9番 松本一二美議員 退場]

○議長(三好勝利) 事務局長に辞職願を朗読させます。

大政事務局長。

○議会事務局長(大政博文) 平成26年9月29日。松前町議会議長殿。松前町議会副議長松本一二美。

辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(三好勝利) お諮りします。

松本一二美議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、松本一二美議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

松本一二美議員の除斥を解除いたします。

〔9番 松本一二美議員 入場〕

○議長（三好勝利） ただいま副議長が欠けました。  
お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程3として選挙を行うことに決定をしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三好勝利） 本会議を再開いたします。

~~~~~

追加日程第3 副議長の選挙

○議長（三好勝利） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行われます。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（三好勝利） ただいまの出席議員数は13名でございます。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名いたします。

立会人に2番稲田輝宏議員、3番加藤博徳議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局、お願いをいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三好勝利） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人、立会をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（三好勝利） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。点呼に応じて記載台に

て投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票をしてください。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

○議長（三好勝利） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番稲田輝宏議員、3番加藤博徳議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（三好勝利） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 7票

無効投票 6票

有効投票中

岡井議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票でありますので、岡井議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三好勝利） ただいま副議長に当選されました岡井議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

岡井副議長の挨拶を求めます。

○11番（岡井馨一郎議員） 投票の結果がそういうことになりましたので、私自身としては、本来はやりたくないというのが本音でございますけども、皆様がそうせいということでございますので、これから1年間、力はあるかないかわかりませんが頑張っていきたいと思います。何とか松前町がよりよくなるようにというのが私の前々からの考えでございますので、そういう面でいろんな面で頑張っていきたいと思います。今後ともひとつよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

（8番早瀬武臣議員「動議」の声あり）

○議長（三好勝利） 早瀬議員。

○8番（早瀬武臣議員） 三好勝利議長に対しまして、私は三好議長は議長としての使命、責務を全く果たしていないため、ここに辞職勧告動議を提出いたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（三好勝利） ただいま早瀬議員から三好勝利議長に対する辞職勧告の動議が提出をされました。

この動議は1人以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時42分 休憩

午前11時48分 再開

○副議長（岡井馨一郎） 本会議を再開します。

三好勝利議員に対する議長辞職勧告の動議の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

なお、この採決において起立しない議員は反対とみなします。

この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（岡井馨一郎） 7名、起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 三好勝利議員に対する議長辞職勧告の動議の件

○副議長（岡井馨一郎） 追加日程第4、三好勝利議員に対する議長辞職勧告の動議の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、三好勝利議員の退場を求めます。

〔13番 三好勝利議員 退場〕

○副議長（岡井馨一郎） それでは、提出者の説明を求めます。

早瀬武臣議員。

○8番（早瀬武臣議員） 辞職勧告動議提出の理由を申し上げます。

町政運営における二元代表制の一翼を担う当議会は、現在混乱をきわめており、到底町民の負託に応えていない現状でございます。議案、政策の熱い論議を闘わせるのが本来の姿であるにもかかわらず、時に個人間、また仲間同士のあつれき、思惑が全面に出て、感情的な誹謗中傷、怒号が飛び交う状況です。

議長は、議会の代表として公正無私の立場で議会の秩序を保ち、円滑に推進する役目でありながら、みずから先頭に立って混乱に拍車をかけ、その言動は議会の信用を大きく失墜させ、とても品格ある議会とは言えません。

また、政策決定にも影響を与え、最大の使命である住民福祉の向上どころか、逆に後退させております。特に6月議会において、議長みずから同僚議員に対し、辞職勧告動議を

提出、また7月の臨時議会では自由通路調査特別委員会設置決定の際、同僚議員を除外するという議長の権限を振りかざし、採択に持ち込みました。議長の品位、資質を欠く行為であります。もちろん権限、法律も大事ではありますが、町民の代表である我々議員は一貫した信念、信義を最も大切にしなければならないと思っております。

以上のような理由により、三好議長に対し辞職勧告動議を提出いたします。

以上。

○副議長（岡井馨一郎） 三好勝利議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

（12番伊賀上明治議員「賛成討論を先にやるべきだと思いますが」の声あり）

両方の話を聞くということで、弁明を先にしたいと思いますのでひとつ。

（12番伊賀上明治議員「後ほど賛成討論できますか」の声あり）

はい、それは後でありますので。質疑、討論がございます。

（12番伊賀上明治議員「はい」の声あり）

弁明したいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、三好勝利議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

三好勝利議員の入場を許します。

〔13番 三好勝利議員 入場〕

○副議長（岡井馨一郎） それでは、三好勝利議員に一身上の弁明を許します。

三好勝利議員。

○13番（三好勝利議員） 一身上の弁明ということでございますけど、私、先般全員協議会で皆さんとお話しして約束をしております。私を交えて13名、皆さん知っておられると思いますけど。さる議員から辞職したらどうぞという話がございます、いいですよと、辞職してあげましょうと、そういう話でございました。皆さんの前で私ははっきり申しましたんは、とりあえず指名推選できちんとしてほしいと、今まで議会が混乱をしておると、混乱だけは避けてほしいと。だから、その混乱を避けるのであれば辞職をしますと、言うて、皆さんとお約束をしました。私が言うておること、間違うとりますか。私は皆さんと約束したんです、辞表を出しますと。でも、今議会がいつも混乱をしておると。混乱

をせずにきちっとしてほしいということ言うて、私は皆さんにげたを預けて退場しました。それから以降のことに關して私は話を聞いておりません。皆さんがどういふ話し合いをしたか、私は存じておりません。

私は議会として2期議長をさせていただいたけど、先般も辞職勧告をされております。その後、全員協議会をしたときに、全員協議会でどういふことを約束をされたか、皆さん御存じでしょう。自治法が大事か、申し合わせが大事か、自治法を大事にせにゃいかんということで決まったんでしょ。それを皆さん約束したんでしょ。その口火を切ったんは誰ですか、私は名前までは言いませんけど。自治法を大事にしようということで全員協議会で決まって今日に至っている。

ほんで私は、先般、今マイクで聞いておりましたけど、議長らしくない仕事を大分しておると。いろいろる言われましたが、北伊予の歩道橋に關して否決じゃということ議長権限をかざして言うたことは一回もございませんよ。私の持論は昔から、否決ありきというのは余りよくないと、議会を混乱さすから否決はやめようというて話をしてくております。今まで議会があつて否決したことは一回もございませんよ。

何か今マイクで聞きよりますと、JRの件に關しても国鉄へ行き、愛媛県に行き、愛媛県は私地方局へ2回行ったんです。本庁も1回行きました。ほんで、るる調べいろいろ聞き、いろんなことがわかりました。だけど、そのいろいろなわかつたことをあなたたちに報告もしてない。県の職員とも話し、JRの国鉄のメンバー、JR四国の本社へも行き。私は議会人として一つも仕事をしてないと言われますけど、私ほど働いた議長はおらんのやないですか、議長経験者の方もおいでるけど。県に行ったことありますか。皆さん仕事したことありますか。私は仕事をしてきたんです、一生懸命。歩道橋を否決じゃと言うたことは一回もありません。ええですか、否決言うたことは一回もないですよ。

愛媛県の、県が西口全部計画をして、愛媛県の費用で全額するというで協定ができとつたんでしょ。それを誰がどういふふうにしたということ、そんなことまでは言いませんが、あの歩道橋は西口からつくというのは愛媛県の、県が言うたんです。県が計画したんです。県が全額出してする事業であつたんです。それが誰がどういふふう履き違えてしたか。私が全面的に否決したというて言いよるらしいと。私はもとへ戻して愛媛県ともう一遍話し合いをして、理事者のほうにもお願いして、愛媛県の、県の皆さんにあれをしていただきたいというふうにも考えております。否決じゃと言うたことは一回もないですよ。誰がそんな作り事を言いよんですか、否決なんか言うて。

(8番早瀬武臣議員「調査委員会設置の決定の否決のことですよ」の声あり)

あなた、私の弁明ですが。あなた聞きなさいや。私がこの議員の皆さんの前で国鉄の歩道橋に對して、北伊予周辺のことに對して私が否決せないかんという話をしたことがあり

ますか。一回もないですよ、理事者側に対してもないですよ。私は要望が上がってきた以上はしてあげないかと、ほやけど余り膨大な費用がかかるのにそれではいくまいなど。ほやけん、もとへ戻して、愛媛県の、県の費用で全部していただいたらどうぞということは言いました。だから、あの歩道橋から出作の踏切から、全部そんなもん廃止じゃなんて言うた覚えありませんよ。

(8番早瀬武臣議員「全く誤解されてます」の声あり)

何を誤解しとんですか。あなたちょっとおかしいんじゃないですか、私が弁明をしとんです。聞いておりますか。誤解するとかせんとかという問題、私が否決ありきと言うたこと1回やってありますか。議員の皆さん、私が北伊予の歩道橋を否決せえと言うたことありますか。皆さんありますか。何なら多数決で手を挙げていただいてもええですよ。私はそういうことは一回も言うたことはないですよ。

(「議長、弁明のほうで」の声あり)

やけん弁明を言いよんですわ。

(12番伊賀上明治議員「弁明じゃないが」の声あり)

誰が言いよん、それ。伊賀上君、弁明じゃないがと言うて、あなたそんな言葉使う必要ないんじゃない。何の弁明ですか。

(12番伊賀上明治議員「議長なら議長らしい発言しなさい」の声あり)

しとうじゃないの。

(12番伊賀上明治議員「いや、そうじゃない」の声あり)

あなた、ここでしゃべってもええですか。私は辞職勧告の弁明を話しよんで。ほんで、今控室で聞いておると議長らしくない、歩道橋を否決しとるとか、云々とか言われたから、それに対して弁明しよんで。その弁明を私が言うて、議長らしくないという言葉はどっから出てくるんですか。どういうふうに弁明するんですか、私は。

(12番伊賀上明治議員「的確に」の声あり)

何を的確に。的確に言いよるでしょうが。

○副議長(岡井馨一郎) 静かに。

○13番(三好勝利議員) 的確に言いよんですが。あなた、発言するんじゃないら先へここへ壇上に上がって言うべきじゃないんですか。私の弁明の先でそういう失礼な言葉が出てくるが、ちょっと心外ですが。私は皆さんの議員さんに言いよんです。私はそういう覚えはしたことない。ほで、今回も私は議員として議長として、一生懸命働きました。これから働くつもりでおります。

議会議員というのは議場において、議員控室で仕事をするんじゃないしに、一步表へ出て一生懸命働くのが議員で、地域の活性化、地域のために働くのが議員の務めやと私は思っ

ております。だから、県も出ていき、国鉄のJRも出ていき、あらゆるこへ出て行って一生懸命働きたい、そのため1年やってきました。これからも一生懸命働いて、真実を追求していきたい、そういうような考えでおります。私は議員になってはや15年です。間違ったことは一つもしておりません。後ろ指を指されるようなこともしておりません。体の調子も少し悪いんで、皆さんに迷惑かけとるのはよくわかります。その辺は、この場をかりてお礼を申し上げます。弁明ということで私の弁明もこれで終わりますが、引き続いて辞職勧告が可決されても、私は続けてやるつもりでおります。

それと、皆さんにもう一つお願いしたいんは、いつもこういうもめごとが起きる。次からは、皆さんが一生懸命勉強していただいて、それで議長を決めるんでも松前町はここにありというふうに指名選挙できちっとして、皆さんが一生懸命町民のために頑張っていただけのような指名選挙にさせていただきたい。一丸となって地域の人を助けてあげてほしい。足の引っ張り合いばかりじゃなしに。私も体が悪いけど、このまま続行させていただきます。たとえ可決されたとしても、私はやめる気はございません。この前に全員協議会で皆さんとお約束をしております。皆さんが指名推選で全員一致でやるならば、私は議長を辞職しますと言うて25日の日に全員協議会を急遽開けということで、皆さんの前で全部説明をしております、私は。居座ろうとか何か言うたことは一回もございません。皆さんと約束しました。だから、皆さんが指名推選でもめずに誰かを議長にしてくださいということを私はお願いをしました。もうそれ以上は言いませんけど。

弁明の席、ありがとうございました。

○副議長（岡井馨一郎） 三好議員の弁明が終わりました。

三好勝利議員の退場を求めます。

〔13番 三好勝利議員 退場〕

○副議長（岡井馨一郎） これから質疑を行います。

質疑はないですか。

（「なし」の声あり）

○副議長（岡井馨一郎） なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

伊賀上議員。

○12番（伊賀上明治議員） 私はただいまの動議に対し、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど議長の弁明の中で推選があればやめるとのことですが、私はやめる条件の推選などあり得ないと考えております。動議に賛成の立場で、その理由として、これまでの議長の言動は議長の職としての公平性、的確性に欠くことが多く、特に委員会においては職員

に対してうそつき呼ばわりをしたり、意見を述べた議員に対しても恫喝のような言動があり、このままでは議会運営に支障を来し、ひいては住民の負託に応えていくことは困難と判断しました。議場の私物化、議長権限の濫用、いや議長権限の悪用であると考えます。よって、議長の辞職勧告案の動議に賛成の意を表するものであります。

議員各位におかれましては御賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○副議長（岡井馨一郎） ほかに討論ありませんか。

木下議員。

○14番（木下 淳議員） 私は賛成も反対も、両方のあれで討論しますけど、先日全員協議会で、私が議長に一応指名推選で全員が一致してくれたら辞表を出してくれるかという話をして、議長も気持ちよく受けてくれました。しかし、半数以上の方がそれにはつきりした返事がない。特に今動議を出した議員は、私が言うたことに箸にも棒にもかからん返答でございました。

議長職というのは、議長は知つとるとおり法律で決められて、4年間というのは、これは出さんのはわかると、それをいかにしてみんなが一致団結して辞表を出させて、ほいで円満にするかという苦勞を私もしとるつもりです。だけど、皆様も出すように言わんか言わんかと口で言うだけで、努力は一つもしてないので。この席で私はそれだけは皆さんに伝えておきたいと思います。もう賛成も反対もしません。

○副議長（岡井馨一郎） 賛成、反対の討論がなかったので、今の件については公式にはちょっと。討論は、賛成か反対かを明確にして登壇していただいたらと思います。

ほかにございませんか。

松本議員。

○9番（松本一二美議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

9月25日に全員協議会を突然開会いたしました。今、各議員からもお話があったように、議長は全員一致の指名推選なら辞表を書くということでありました。副議長の立場で全員協議会の進行をさせていただいた立場で、全員の方に意見を求めましたところ、今木下議員が言われたように、全員一致ではなく、投票という意見も多数ありましたので、全員一致はならずということで全協は閉会をさせていただきました。

私も2年間、副議長の立場で三好議長とともに行動いたしました。2年間議長としてふさわしくないとの思いを強くしているところでございます。

議長というのは、対外的にも議長の顔というのは大事だと認識をしております。例えば、他市町から来客者に対する言動、余りにも寛容を超える発言が多くありまして、ひんしゅくを買うことも多々ありました。職員に対しても人権無視の言動はいかがなものか、同じ議員として恥ずかしく思っております。また、議長権限を使わないと言いなが

ら、庁舎5階は議長としてたばこは吸っていいという。私の禁煙要請、何度もいたしました。禁煙要請にも耳をかさず、周りを巻き込んで、したい放題の現状です。議長といえども庁舎内禁煙の規則は守るべきと考えております。

詳細はいろいろございますが、議長権限の濫用に不信任の意を表しまして討論といたします。

○副議長（岡井馨一郎） ほかに。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 私もどちらとも言えんのですが、どっちははっきりせえという事で、反対討論として討論させていただきます。

本町では、個々の感情、多分何年か前、僕らが議員になる前からの個々の感情で、僕らもこれ今7年間やらせてもろうとんですけど、7年間個々の感情で右と左で、僕らはもう板挟みで、2期生なんかは特に議員になってからずっとこの問題で、9月になるとこの議長選でかなりもめる。それとこの辞職勧告、かなりもう常連化してしもうて、辞職勧告という重みがなくなった、今の松前町。こんな軽々しく出すもんじゃないと思うんです、辞職勧告というんは。

それと、先ほど木下先輩が言われたように、そりゃ任期は4年ですよ。4年やけん、どうにかして辞表を書いてもらうために最大限の努力をしてもろうたと思うんやけど、これも聞き入れてもらえんので、そこには感情論があるんかなというようなことで。

参考的に、これは議員必携なんですけど読ませていただきます。議長、副議長の任期と辞職。議長及び副議長の任期は議員の任期によるとされているので、4年ということになる。なお、若干の町村議会では議長交代制をとっている例が見られるが、法定どおり4年とすべきである。議長及び副議長は任期いっぱい務めることが当然であると、議員必携にも書いてますよね。もう9月の議長選になると誰か彼かからこういうようなことが出て、もう僕ら2期生、僕だけかもわかりませんよ。もういいかげんにしてほしい。個々のけんかは個々でやってもろうて、もう人を巻き込むようなことは今後、後継者もまた出てくると思うんですけど、来年選挙かな、任期いっぱいになるんで。後継者のためにもこういうふうな個々の争いごとに他人を巻き込むのはもうやめてほしい、これが私の実感です。

一応、反対討論として以上で終わります。

○副議長（岡井馨一郎） ほかにございませんか。

藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

私は広報委員会の長として議会だよりの発行等で三好議長になってから、委員会で慎重審議しつくり上げていったものを再三クレームをつけられ、また私の判がないと発行できないぞという、おどしのようなプレッシャーもかけられました。常に委員会重視といわれ

る議長という言葉とは思えない言動が相次ぎました。まさに議長権限の甚だしい濫用が見られます。最近では、委員会で議会だよりにはふさわしくない内容のものがありましたが、これについて委員会で審議した結果、これは載せないということになったことについても、議長権限でこれは載せるというふうになってまいりました。

このように、ここまで2年間、随分議長権限ということで議会を動かしてこられたのではないかと思います。もうこのあたりで後進に道を譲り、御体調のこともあろうし、議長職を辞してすばらしいステージができてると思います。ぜひ御英断をお願いしたいと思います。私の意見に対して議員各位の賛同をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岡井馨一郎） ほかにございますか。

八束議員。

○5番（八束 正議員） 私も動議に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

議長というのは中立公正でなければならないと思います。皆さんが、13名がまとまっていくのが私は議長の立場じゃないかなと思うんですが、そのあたりが私は残念ながら今の議長にはないというふうに判断しております。その中では、職員や議員に対しての威圧的、恫喝的な言葉が数多く今まで見られました。そのことにより、議会の秩序、保持ができない状態になっておるような感じがあります。これこそ議長のあるまじき行為ではないかと考えております。

以上のことから、動議に賛成の立場で討論いたします。議員の皆様におかれましても賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○副議長（岡井馨一郎） ほかにありませんか。

稲田輝宏議員。

○2番（稲田輝宏議員） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

今期において三好議長は、私の考えでは3つの点で問題にしております。

まず1つ目に、複数回の新人議員への恫喝。2つ目、議長職権の濫用。例えば、他の自治体からの多数の出席のある公の行事を副議長が出席しているのに他の議員に代読させた。これは議会の秩序が崩壊しております。私はそう考えます。3つ目に、本会議や各委員会での著しい不適切な発言など。

以上の点を深く受けとめ、私は議長辞職の動議に賛成するものであります。議員の皆様におかれましても御賛同いただき、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（岡井馨一郎） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(岡井馨一郎) それでは、討論なしと認めます。

採決を行います。

本件について賛成することに御異議ありませんか。

(「退席させていただきます」の声あり)

[3番 加藤博徳議員 退場]

[4番 寺下 武議員 退場]

[7番 村井慶太郎議員 退場]

[14番 木下 淳議員 退場]

採決を行います。

本件について賛成することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本件は可決されました。

三好勝利議員の除斥を解除します。

[13番 三好勝利議員 入場]

暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後0時24分 再開

○議長(三好勝利) 本会議を再開いたします。

皆さん、るる褒めていただいてありがとうございました。

私はこれからも真っすぐやっていきたい。寄り道をせずに、議会議員わずかな数しかそろいませんかもわかりませんが、一生懸命議会議員として働きたい。庁舎の中で人の悪口を言うたり、何か私が恫喝しておらんだと言ひよりますけど、そういうのはほかの議員さんじゃなかろうかと思ひますけど。私は真っすぐ生きていきます。方向を間違えず、町民の皆さんを欺くようなことは私ひしません。いまだかつて一回もしたことはござひません。

辞職勧告は可決されたということでござひますけど、私は1年間一生懸命、また議員として一生懸命働いていきたい。地域の人のために一生懸命働いていきたい。私はそのために努力を一生懸命いたします。

~~~~~

日程第10 議員派遣の件

○議長(三好勝利) 日程第10……

(12番伊賀上明治議員「議長、休憩願ひます。時間を考えてください」の声あり)

もうわずかで終わりますが、暫時休憩するんですか。

(12番伊賀上明治議員「はい、お願いします」の声あり)

(8番早瀬武臣議員「賛成」の声あり)

反対言いよりますよ。

(「賛成」の声あり)

賛成言うたんですか。

私も病院へちょっと行って入院せないかん、手術をせないかんのんでね。少し早うして
いただくと助かるんですが、皆さん協力願えませんか。

(12番伊賀上明治議員「時間が時間です」の声あり)

手術をして、どうなるやらわからん手術をするんですが、時間いかんですか。

(「言いよる間に続行」の声あり)

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

(12番伊賀上明治議員「議長、議長のもとでは、進行は無理で
す、退席します」の声あり)

それは議場を愚弄しとんじゃないかね、少し。

[2番 稲田輝宏議員 退場]

[5番 八束 正議員 退場]

[6番 藤岡 緑議員 退場]

[8番 早瀬武臣議員 退場]

[9番 松本一二美議員 退場]

[10番 澤田登代一議員 退場]

[11番 岡井馨一郎議員 退場]

[12番 伊賀上明治議員 退場]

(14番木下 淳議員「暫時休憩せないかん」の声あり)

○議長(三好勝利) 暫時休憩。

午後5時0分 閉会

※ 議事日程の途中で休憩となり、その後、再開されなかったため、午後5時をもって閉会となる。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会副議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 寺 下 武

松前町議会議員 八 束 正

